

# 平成27年美郷町議会議事録

第1回 定例会 (第1号)

招集年月日	平成27年 3月 3日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時	開 会	平成27年 3月 3日 午前 9時30分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
及び宣告	散 会	平成27年 3月 3日 午後 3時35分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員  出席11名  欠席名  凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	議 席 番 号	氏 名	出席等の別
	議 長	佐 竹 一 夫	○	5	岩 根 和 博	○
	副議長	黒 川 民 次 郎	○	6	山 本 幹 雄	○
	1	原 克 美	○			
	2	福 島 教 次 郎	○	8	安 田 勝 司	○
	3	栗 原 進	○	10	簀 根 正 一	○
4	藤 原 修 治	○	12	西 嶋 二 郎	○	

会議録署名員	8番	安田勝司	9番	黒川民次郎
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	渡邊泰文
	副町長	樋ヶ司	健康福祉課長	窪田英通
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	花田昇吾	建設課長	赤穴清
	企画財政課長	三上博通	大和事務所長	漆谷和彦
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	三上利三
	出納室長	小田運博		
職務により議会に出席した者の職・氏名	局長 野村 豊			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成 27 年美郷町議会第 1 回定例会議事日程  
(第 2 号)

平成 27 年 3 月 3 日 (火) 午前 9 時 30 分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会 期 の 決 定
3	陳情の委員会付託
4	平成 27 年度町長施政方針
5	仮議長の選任を議長に委任することについて
6	議案の上程、説明、質疑、討論、表決 議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について (美郷町ゴールデンユートピアおおち、美郷町「カヌーの里おおち」) 議案第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について (美郷町潮温泉大和荘、美郷町潮交流研修宿泊施設、観光船第一大和丸及びけい留施設) 議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について (美郷町基幹集落センター) 議案第 27 号 公の施設の指定管理者の指定について (大和農林水産物処理加工場) 議案第 28 号 公の施設の指定管理者の指定について (美郷町希少林産物等展示販売施設)

## 議案の上程、説明

- 議案第 4号 美郷町みさと光ネット施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 美郷町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 7号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8号 美郷町放課後児童クラブ設置条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 9号 美郷町立へき地保育所設置条例及び美郷町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第10号 美郷町借上型町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 平成27年度美郷町一般会計予算
- 議案第13号 平成27年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第14号 平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第15号 平成27年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 議案第16号 平成27年度君谷診療所特別会計予算
- 議案第17号 平成27年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 議案第18号 平成27年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算
- 議案第19号 平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第20号 美郷町新町建設計画の一部変更について
- 議案第21号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議案第22号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第23号 財産の取得の変更について
- 議案第29号 邑智郡総合事務組合理約の一部変更について
- 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

(開 会 午前 9時 30分)

●佐竹議長

おはようございます。開会前ではありますが、町長より諸報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

開会前でございますけれども、ただ今議長のお許しをいただきましたので、諸報告3件についてご報告を申し上げます。初めに企画財政課から、みさとカレッジ第3回起業コンテストの結果について報告申し上げます。今年度は最大1千万円の起業資金支援を行うビジネスコンテスト部門に加え、起業は難しいけれども、アイデアはあるという方を対象として、プランコンテスト部門、賞金50万円を設けて募集いたしました。ビジネスコンテスト部門には8件、プランコンテスト部門には6件の応募があり、一次審査を通過したビジネスコンテスト部門3件、プランコンテスト部門2件により、公開プレゼンテーションによる第2次審査を2月21日に行いました。審査員は、徳島県上勝町いろどりの横石さん、広島市のウーブル・ロールモデル研究所の十倉さん、山陰合同銀行粕淵支店長、商工会事務局長の岸本さん、シーズ総研政策研究所の藤原会長、町長、副町長の7名でございます。審査の結果、入選には、ビジネスコンテスト部門では、小脇徹也さんの「特別な栽培方法による上質なトマトを使った加工事業」。プランコンテスト部門では油木高等学校の「笑顔を広げる美郷ミツバチ会社」、のプランが採用されました。小脇さんには、今後事業化に向けての協議を行い、必要があれば研修を行っていただき、プランのブラッシュアップをした後、必要と認められる起業資金を最大で1千万円まで支援を行っていくこととしております。また、プランコンテスト部門の採用の油木高等学校につきましては、君谷地域を中心としてプラン実現に向けて実地指導や交流を深めていただくこととしております。次に2件目でございますが、美郷町定住ポイント事業の実施状況についてご報告いたします。今年度から実施しております、定住ポイントの申請等の状況でございますが、2月末時点で70名の方から91件の申請をいただいております、合計1380ポイントを交付しております。この内訳と発行数でございますが、転入が40件、280ポイント。就職が町内13件、260ポイント。町外3件、30ポイント。結婚が16件、240ポイント。誕生が19件、570ポイントという状況であります。また、現交付総数1380ポイントのうち、635ポイント分につきましては、既に定住ポイント券に交換され、町内の協賛店で使用されております。最後に工事発注状況についてでございますが、お手元に配付致しております、工事発注状況一覧表をもちまして報告に代えさせていただきます。以上で諸報告を終わります。

●佐竹議長

町長の諸報告が終わりました。

全議員出席であります。ただ今から、平成27年美郷町議会第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番・安田委員、9番・黒川議員を指名いたします。

日程第2、会議の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日3日から13日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

#### ●佐竹議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日から13日までの11日間とすることに決しました。

日程第3、陳情の委員会付託を議題といたします。本定例会までに受理いたしております陳情は、お手元に配付いたしております文書表のとおりでございます。会議規則第95条の規定により、文書表のとおり所管の委員会へ付託いたしますので、審査・調査をお願いいたします。

日程第4、平成27年度町長施政方針を議題といたします。町長の施政方針を求めます。

#### ●佐竹議長

番外、町長。

#### ●景山町長

本日ここに、平成27年美郷町議会第1回定例会が開会され、平成27年度各種会計当初予算をはじめ、町政の重要案件をご審議いただくに当たり、その概要並びに町政運営に関する考えの一端をご説明申し上げます。合併から10年という節目を経て、新しい年度を迎えるに当たり、お約束致しております、皆が笑顔で幸せを実感できる町づくりを目指し、引き続き努力して参りますので、議員各位並びに町民の皆様には、町政発展のため変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。また、本年6月には合併記念式典も予定をしており、現在準備を進めているところですので、改めてご報告申し上げます。さて、昨年12月衆議院解散選挙により、第3次安倍内閣が発足し、経済再生と財政再建、社会保障制度改革、人口問題、農協改革等重要な課題が山積する中で、景気を下支えする経済対策を取りまとめ、地域活性化の交付金創設を柱として生活者や事業者への支援を行い、家計や中小企業に配慮する姿勢を示し、地域住民生活等の緊急支援のための2つのタイプの交付金が26年度補正予算で創設されたところであります。その1つ目は、地方消費喚起・生活支援型であり、美郷町への交付試算額は1459万4千円、2つ目は、地方創生先行型として交付試算額2843万1千円で、その内、約1千万円で「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方版総合戦略5カ年計画の策定に充てることが想定されており、美郷町においては、新年度に計画策定をする予定であります。本年は、国勢調査の年であり、当町の人口減少は大きな課題であり、引き続き定住対策に全力で取り組

んで参ります。又、農業施策におきましても農協改革等、状況が変貌しており、美郷の農業改革としての農業振興に取り組んで参ります。そして新年度は、美郷町第1次総合計画の最終年度でもあり、後期基本計画の実績等を踏まえ、次の美郷町の10年間のまちづくりの方針、方向性を示す第2次総合計画を策定することとしており、この第2次総合計画とリンクするよう地方創生総合戦略、行財政改革の方針、計画を策定したいと考えております。また、過疎地域自立促進計画の変更・延長のほか、国民と全町民対象のマイナンバー制度や公共施設等の総合管理計画など、新年度は今後に向けた大きな制度、計画の準備、策定を進めていく年でもあります。このため、議員各位また町民の皆様の熱意と知恵をお借りし、結集して取り組んで参りたいと考えております。平成27年度も厳しい中での財政運営でございますが、美郷町第1次長期総合計画の5つの将来像を基に、各施策の実現に向けて最大限努力をして参りたいと考えております。まず1点目は、利便性と高い快適な暮らしを実感できるまちづくりについてであります。町民が安全で快適に暮らし、周辺地域との交流などを活発化するためには、その基盤となる道路網の整備が不可欠であります。山陰道の一部や松江尾道線の全線開通など本町を取り巻く道路事情も刻々と変わってきている状況で、町内外を連絡する道路整備も、これに合わせて整備していく必要があります。とりわけ、陰陽を結ぶ当町の幹線道路であります国道375号につきましては、既にご案内いたしておりますように、湯抱1工区が平成27年3月20日開通いたします。また、平成25年度からは粕淵・湯抱間の測量設計を終え、湯抱2工区として一部用地交渉に着手し、粕淵連担地内への工事の一部開始間近になって参りました。今後は消防署や保育所が立地している残りの区間の事業採択と、長藤地内の未着手区間とともに早期の工事着手を国・県に対して強く要望して参ります。別府・川本線は、地元密着型の生活道路であり、県に対して総合的な改良計画の要望をしているところです。まだ具体的な計画は実現できておりませんが、県は地元からの要望を受け、本年2月初旬に2箇所では交通量調査を実施いたしました。これを契機として路線の格上げを強く要望していきたいと考えております。川本・波多線の竹工区につきましては、実施設計、用地調査も終了し、一部用地の交渉に入っております。今後は、竹谷川から橋梁の新設や現道の嵩上げ工事に着手する予定となっております。町道の整備は、地域生活の利便性を高める上で欠かせないものであり、本年度は新規の粕淵三瓶線、乙原築瀬線、田水線の3路線を社会資本整備総合交付金にて計画しており、継続路線等につきましては、社会資本整備総合交付金や道整備交付金、辺地対策事業及び地方改善事業等により引き続き改良事業を推進します。道路の維持修繕につきましては、昨年より施行されました道路施設点検の技術基準の改定により、厳しい点検内容となっております。計画的な点検を行い、必要な修繕等を行うことで施設の長寿命化を図って参ります。又、財政的にも維持補修や除雪作業に多額の予算を必要としますが、住民生活の安全・安心確保をするため、今後も効率的、効果的に実施して参ります。農道・林道につきましては、県営への農道保全対策事業や林道事業を軸に、国の交付金・補助金事業などを取り入れながら積極的な整備を推進して参ります。次に、公共交通網の

整備についてであります。町内を運行するバス路線につきましては、より利便性が高く効率的な運行を行うため、本年度から各路線で実証運行を行いながら、一部ダイヤ変更と新たな交通体系を構築し、交通不便地域の解消に取り組んで参ります。又、JR三江線につきましては、官民26団体のトップによる美郷町三江線利用促進協議会を設置し、行政・地域・住民一体となって積極的な取り組みを進め、存続に向けて引き続き、ふるさとの大切な鉄道として住民意識の高揚を図って参ります。また、今年8月31日、三江線全線開通40周年を迎えることから、三江線改良利用促進期成同盟会、三江線活性化協議会を中心に開通記念式典の開催や利用促進事業計画にそって利用促進に努めるとともに、引き続き美郷町内10駅の駅舎の活用をしたイベント事業や環境美化活動等に対する支援をして参ります。地籍調査事業につきましては、邑智地域で調査を継続中で、調査面積239.74平方キロメートルが完了し、今年度は継続地区として、乙原地区・志君地区それぞれ2地区、計4地区8.43平方キロメートルで地籍測量等の調査を行います。上下水道の事業につきましては、上下水道は町民の健康と福祉、また環境を守る重要なライフラインであり、安全な水を安定的に供給するとともに、きれいな水として自然に返すことで自然環境保全の役割を担っております。水道施設の整備は、簡易水道再編推進事業により、平成23年度から進めております酒谷・石原統合簡易水道工事を引き続き実施して参ります。下水道の整備は、未加入者に対し、公共下水・農業集落排水施設への繋ぎ込みと町設置型合併処理浄化槽の設置を促進して参ります。公共下水道、農業集落排水施設の長寿命化に向けては、機械の更新や施設の適正管理を行って参ります。上下水道施設の管理・運営は、引き続き収納対策の強化を図り、経営の安定化に努めます。町営住宅につきましては、既存の町営住宅の居住環境の向上と長寿命化のための改修等を行って参ります。又、若者の定住促進を目的とした若者定住住宅は、昨年度造成を致しました野井地区に5戸の建設を行い、寺谷地区は入居者が決定次第、建設することと致しております。環境衛生に関しましては、家庭や事業所から排出されるゴミの減量化や再資源化を図るとともに、不法投棄や焼却による不適切なゴミ処理防止について啓発を行い、環境保護と美しい町づくりに努めます。美郷町地域新エネルギービジョンに基づき、太陽光発電や太陽熱利用の設備や木質バイオマスを利用したストーブ、高効率給湯機の導入などについて、引き続き補助金制度により推進するとともに、講演会を開催し普及啓発に努め、二酸化炭素の排出の抑制を図って参ります。又、しまね環境基金（島根県再生可能エネルギー等導入推進基金）事業により、邑智小学校へ太陽光発電システムや蓄電池を設置し、災害時の避難所としての機能を充実して参ります。次に消防・防災・防犯についてであります。防災対策については、本町は急峻な地形から起こる土石流など、土砂災害警戒区域が多く点在しており、住民の生命と財産を守るため、重点的な治山、治水事業の事業要請を更に行い、新たな作製する土砂災害ハザードマップでの危険箇所の周知に取り組んで参ります。広島での土砂災害の教訓から、災害から命を守るための適切な防災情報を収集し、そして発信することが重要であり、大雨などの避難勧告等の情報伝達について、気象予報や関係機関からの技術的な



助言に即し、防災行政無線などで迅速に災害情報等を伝達することとしております。また、避難については災害対策基本法改正に伴い、地域防災計画を見直し、18カ所の指定緊急避難場所を定めました。本年度はその避難場所へ衛星放送の受信整備や食料などの地域備蓄など避難所機能を充実するための配備を随時進めて参ります。地域防災力の強化としては、消防団の装備や訓練、特に災害時に応じた教育訓練の充実強化に力を注いで参ります。又、地域における自主防災組織につきましては、災害時に避難支援を必要とする対象者の登録体制の整備を進めており、それぞれの地域の実情にあった避難訓練を通じて、地元消防団や警察と連携を図り、防災意識の更なる向上に努めて参ります。地域の防犯につきましては、町内13連合自治会、全てに設立されている青色防犯パトロール隊と地域安全推進委員とも協力し、見守りなどの安全・安心の取り組みについて、継続していただいているところでもあります。2点目は、人と地域の個性を活かした産業を創出するまちづくりについてであります。美郷町の将来を担う、人材と産業を一体的に育てる仕組みとして、事業を推進しています、みさとカレッジについて、本年は引き続き起業コンテストを実施し、関係課で連携して薬草、みつばち、食品加工を中心とした実践的な講座を実施して参ります。また、みさとカレッジは過疎地域自立促進計画の中で最終年度となるため、新たな形で美郷町の人材育成、産業育成を推進していくための法人設立を目指して参ります。具体的な事業内容については、今後検討して参りますが、人材育成事業、公益事業、収益事業を柱としたものを想定しております。次に、定住・雇用につきましては、これまで定住対策に取り組んだ結果、5年間で44件、92名の当町への定住の成果に繋がりました。しかしながら、全国的に少子化などによる人口の自然減が生じる中、当町においては社会減もあいまって、依然、人口減少に歯止めがかからず、更なる定住対策が必要となっております。新年度におきましては、空き家バンク制度への登録の推進と定住フェアへの参加や定住サイト「美郷町暮らし応援ネット」を通じて情報発信をさらに積極的に行います。又、従来の定住支援の拡充を図るとともに、新年度におきましては、「地方人口ビジョン」を策定する中で、各分野での施策を充実し、定住人口の増加に向けた取り組みを一層強化いたします。雇用につながる新たな取り組みとしまして、町内事業者に対し、町民を新規雇用した場合の助成制度を創設し、町内の雇用促進の強化を図ります。次に、美郷町の農業振興についてであります。平成26年度は米の価格が大きく下落し、水稻栽培が多くを占める美郷町にとりましては、経営に大きな打撃を受けたところです。減少した生産額は、270ヘクタールの栽培面積から7千万円余りが減額になると推定されるところです。米消費の減少が進む状況を考えますと、今後も厳しい状況が続くと考えられますが、飼料米への助成が国の制度において取り組まれており、美郷町においても飼料米に取り組める環境整備について、郡内の町、JAとともに取り組んで参ります。また、平成27年度から国の農山漁村活性化プロジェクト交付金を活用し、ミニトマト、イチゴの養液栽培施設整備を行い、3年間をかけて57棟、2ヘクタールを整備し、リース方式による農家負担を軽減する形で取り組んで参ります。この整備により約8千万円の農業生産額を拡大を目

指して参ります。畜産業の振興については、近年子牛価格が安定していることから、販売額も持ち直しており、今後も畜産農家の安定的な経営を図るため、母牛の導入に助成を行いながら、県・農協等の関係機関と連携して支援をして参ります。林業振興につきましては、本年のバイオマス発電の稼働による木材チップの需要が高まることなどから、島根県、島根県林業公社、邑智郡森林組合等と連携し、森林経営計画の策定に支援を行い、有利な価格の原材料提供の環境を整えて参ります。鳥獣被害対策でございますが、イノシシの地域資源としての利用について、さらに拡大と産地化を図るため食肉加工施設の充実を行って参ります。また、防護柵の助成金を増額し、農家自らが獣害から農作物を守る取り組みを支援して参ります。次に、商工業の振興でございますが、冒頭で申し上げました地域住民生活等の緊急支援のための交付金を活用し、26年度補正予算としてプレミアム商品券を発行し、町内消費喚起と生活支援を促進して参ります。観光の振興につきましては、名の知れた観光地がない当町におきまして、歴史・自然景観、食、特産品、石見神楽等々の地域資源が重要であり、これらを活用し、地域や関係機関と連携し、交流人口の拡大や独自事業に取り組んで参ります。また、出身者会から推薦をいただいた方々をお願いしております、観光サポーター事業を継続し、多くの人にこの美郷町訪れて宿泊していただけるよう、一層PRに努めます。銀山街道の活用では、引き続き誘客促進に取り組むため、街道沿線の自治体や民間団体と積極的に連携をしながら、銀山街道ウォーク等のイベントの開催を行います。さらに、隣接する三瓶周辺の大田市、飯南町と連携をしながら、広域的な情報発信を行い、入り込み額の拡大を目指して参ります。次に、ゴールデンユートピアおおち・カヌーの里、潮温泉大和荘につきましては、引き続き指定管理により運営委託をすることとし、利用者増に向け情報発信などの充実を努め、経営の効率化を進めて参ります。グリーンロード375につきましては、地域の団体であります合同会社「だいわもんど」がグリーンロード375拠点として地域の活性化を図る計画でございますので、指定管理により運営を委託する予定でございます。「ゴールデンユートピアおおち」につきましては、いつでも温泉に入りたいとの宿泊客の希望が多いことから、入浴棟を建設し宿泊者の要望に応じて参ります。「潮温泉大和荘」につきましては、耐震構造建物でないこと、また、老朽化が進行しつつあることから改築に向けて協議調整をしながら建物設計を実施いたします。次に、田舎ツーリズムでは邑智郡田舎体験交流協議会や美郷町田舎丸ごと体験推進協議会等と連携しながら、豊かな自然や豊富な体験メニューをPRし、田舎ツーリズムが定着するよう取り組みを継続して参ります。結婚対策についてでございますが、美郷町におきましても未婚化、晩婚化は例外ではありません。結婚対策は少子化対策だけにとどまらず、雇用、生きがい、定住につながるものと考えており、引き続き独身男女の出会いの場の提供を行い、より効果があるよう、場づくりに一層工夫をして取り組んで参ります。3点目は、人が輝き交流が生まれる学びの町づくりであります。生涯学習は、人の心を豊かにするとともに、人づくりを通じて地域づくりの基礎となるものです。長期的な視点に基づき、地域社会全体と個人の幸福を融合できる人材育成を目的に様々な取り組みをして

参ります。公民館・集会所はこうした学習活動の拠点であり、地域のニーズや課題を的確に把握することに努め、人と人との繋がりを大切にした生涯学習の推進を図って参ります。地域の牽引役である中高齢者を対象に、様々な学習体験により、健康で生きがいのある人生づくり、地域を超えた人的ネットワークづくり、自らの技能・知識を活用して、地域で活躍していただく事を目的として行っている「美郷大学」を引き続き開校いたします。地域の宝である子どもに対しては、ふるさとである地域のことを知り、ふるさとを愛し、地域の一員としての自覚と誇りを持てる人材育成を目的とした「ふるさと教育」を引き続き推進して参ります。また、ふるさと教育や総合的な学習における地域と学校の協働参画の推進と、協力していただける地域住民と学校の橋渡しをする「学校支援地域本部事業」を引き続き推進して参ります。放課後や休日、長期休み期間等における子どもの安全・安心な居場所として、保護者の方におかれては安心して就業していただけるよう、子育て支援の一環の放課後児童健全育成事業による児童クラブにつきましては、開設時間の延長や土曜日の開設をしておりますが、更に子育て世帯における様々なニーズにお応えすべく、児童クラブの充実やサービス拠点を増やしたいと検討しています。また、放課後子ども教室の事業と連携して、子ども達に様々な体験や学習、そして交流の機会を提供して参ります。美郷町における社会教育の発展と充実のため、県派遣の社会教育主事を配置し、県と連携を強化するとともに、専門的な社会教育の理論と手法を取り入れることで、社会教育に携わる職員等の資質向上を促します。次に、学校教育についてであります。新学習指導要領により、子どもたちに「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和の取れた教育の推進に努めて参ります。今年度は、小学校4年生から中学校3年生までを対象とし、タブレット機器を導入し、授業の中でタブレットを活用しながら学力向上を図って参ります。また、邑智小学校に通級指導教室を設置し、児童の学習をサポートして参ります。さらに子育て支援策として、中学生の家庭学習を習慣化するため、公営の学習塾「美郷学習支援館」を週に2日、2会場で開設し、学力向上を図って参ります。また、県派件の指導主事を継続して教育委員会に配置いたします。児童・生徒の登下校につきましては、青色防犯パトロール隊、関係団体等により安全確保に努めて参ります。いじめ、不登校の問題については、QU「心理テスト」アンケート調査やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、早期発見・未然防止をするとともに、児童生徒の居場所づくり、絆づくりを進め、学校生活への満足度を高める教育を推進して参ります。特にいじめ、虐待、体罰については、絶対に許されないこととさせていただきます。美郷町いじめ問題対策連絡協議会を中心に、学校と保護者、関係機関との連携をさらに強化して、その根絶に向けて取り組んで参ります。そして、引き続き、ここにこサポート事業を拡充し、不登校や学習支援などの課題に対処して参ります。また、学校図書館を活用した事業の効果的な活用・運営を図るため、各学校に学校司書を配置し、読書力・学力向上の普及促進を図ります。更に英語力の強化、国際理解教育の推進を図るため、引き続き英語指導助手「ALT」を配置いたします。学校給食につきましては、町内産の安全で新鮮な食材

を使い、子育て支援策として保護者の給食費の負担を軽減し、栄養豊かな給食を提供することにより、児童・生徒の健全な成長を促します。また、食育の推進も引き続き図って参ります。次に、人権を尊重するまちづくりの推進についてであります。人権尊重の明るい町づくりに向け、住民の理解と協力を求めながら同和問題をはじめ、外国人、障がい者、女性などあらゆる人権問題の解決に向け、人権施策基本方針に沿って、美郷町人権・同和教育推進協議会と連携し、更なる人権・同和教育の推進に取り組んで参ります。次に、文化スポーツの充実についてであります。みさと町民文化祭につきましては、一層充実するよう工夫・支援して参ります。文化財保護は、歴史的な文化遺産や郷土芸能などを後世に正しく伝えていくことが必要です。石見銀山街道の国の史跡指定を目指すため、「やなしお道」の測量などを進めて参ります。更には没後100年を迎える中原芳煙について、記念展示を計画しています。また、図書館開設に向け、図書館管理システムの導入や小中学校とも連携した図書館運営の構築、住民のニーズを取り入れながら、より有益な書籍の選定をする中で、ふるさと納税の一部を活用させていただき、町全域から利用しやすい図書館となるよう業務運営について検討して参ります。カヌーの里につきましては、老朽化したカヌー艇更新が完了し、利用者が安全に正しくカヌー体験をしていただけるようにいたしました。今年度も、町体育協会を中心とした各種スポーツの普及に支援を行い、スポーツ少年団につきましても、各団体の自主的な活動に対し、支援を続けて参ります。男女共同参画につきましては、これまでの実績を踏まえ、更なる各種団体やグループ活動を活発化していくための講演会参加や相談会などを支援をして参ります。次に、都市交流におきます、東京・大阪・広島各出身者会の自主的な運営を引き続き支援し、観光サポーターを通じて都市部からの交流人口拡大を目指します。また、広島市西区や己斐学区との交流も、地域と絡めた各種イベントや子供交流など相互の交流事業を通じ、人的・物的交流を推進して参ります。4点目は、生涯を通じて健康で安心できる町づくりであります。まず、保健・医療の充実についてであります。平成25年度に「健康なまち」を実現するため策定いたしました「美郷町健康づくり計画」に基づき、元気に生きがいを持って生活できる「生涯現役の健康なまち」を目指して参ります。成人保健対策につきましては、伸び悩んでおりました特定検診受診率が、平成25年度は50%を初めて越えました。広報や啓発など、受診勧奨の成果が現れてきたと申しましても、県の達成目標値は、60%でありますので、引き続きあらゆる機会をとらえて、受診を促すことが必要と考えております。一方で、がん検診の受診率はまだまだ低く、今後節目検診の導入など、受診勧奨を進めるとともに、受診いただける環境づくりに取り組んで参ります。各種検診の受診率が高くなることは、疾病の早期発見と適切な治療に必ず結びつき、ひいては国保財政の健全化にもつながると確信しております。また、生活習慣病の予防対策につきましては、食の自立を目指し、高齢者の配食サービスを行っておりますが、新年度から65歳未満の町民で、特定保健指導対象者や医師から食事療法による治療の指示があった方々に対しても、低カロリー食などの病態食購入費用の助成を実施いたします。食の重要性を家族とともに意識してい

ただくよう、メタボ予防、糖尿病予防を含め、包括的な健康教育の一つとして進めるとともに、引き続き医療機関、食生活改善推進協議会、学校教育、公民館事業などと連携しながら、より良い生活習慣を身につけていただく機会を提供して参ります。予防接種費用助成事業におきましては、昨年国の予防接種施策として、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種が定期接種化となりましたが、対象者が年齢により特定されており、不公平感が広がっていること、高齢者の死亡原因は、肺炎によるものが多いことなどから、65歳以上の高齢者全員を対象に予防接種を拡大実施いたします。次に、国民健康保険、後期高齢者医療についてであります。国民皆保険制度の重要な役割を担ってきた国民健康保険事業の財政運営は、年々厳しさを増しています。平成20年度以来、基金取り崩しにより財政調整を行ってきたところですが、平成27年度におきましては、基金の全額取り崩しに加え、一般会計から基準超過繰出により予算編成を行いました。保険者が町から県に移行となる平成30年度までの運営と移行後の保険料率を勘案し、昨年度に引き続いてとなりますが本算定時に税率改正を行う必要があります。また、後期高齢者医療制度は、広域連合との連携を密にし、適正な運用に努めて参ります。次に、子育て支援と母子保健についてであります。平成19年度から子育て世代の支援策として、保育料の減額や、第三子以降の無料化を実施しておりますが、更に支援を進めるため、二人の児童が同時に入所している場合には、二人目の保育料を無料といたします。また、遠距離を通園する家庭には、通園費の助成を実施し、子育て世代の経済的支援策を強化いたします。平成27年度施行されます子ども・子育て支援法において、待機児童解消とともに、就労形態、生活様式の変化に伴う保護者ニーズの多様化に対応するため、幼児教育を取り組んだ保育や小規模保育所の運営を可能にした特定地域型保育へと様変わりし、加えて養育支援相談事業、妊婦や乳児、障がい児支援を盛り込み、地域とともに見守り育む施策として、保護者同士や地域の住民が相互に助け合うファミリー・サポート事業などを重点課題として推進しております。町といたしましても、経済的支援のみならず、今まで以上に訪問指導や育児相談事業、乳幼児健診時を通じたフォローは勿論、子育てに悩みを持ち、一人では解決が難しい事例に対し、行政だけでなく、地域でのサポートなど、子どもたちの成長過程に応じた啓発事業や相談体制を充実し、より良い子育て環境の充実をより一層取り組んで参ります。次に、高齢者支援対策並びに介護保険についてであります。国による人口推計では、高齢者人口は年々減少いたしますが、2025年には団塊の世代が後期高齢者となり、介護サービスの需要は高まる一方となります。第6期介護保険事業計画において、施設サービスの増加は見込んでおらず、在宅でのサービスが中心となりますが、需要が高まるサービスに応えるためには、人材の確保が最大の課題となると危惧しており、関係機関、事業者とともに福祉サービスの質の向上や適切な支援サービスの提供が滞らないよう連携をして参ります。また、介護保険制度の改正に伴い、要支援者の介護保険給付の一部が対象外となり、平成30年度までには新たに介護事業に「介護事業・日常生活支援総合事業」に移行され、2025年の課題に対応するため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供さ

れる地域包括的ケアシステムの実現に取り組むこととなります。総合事業の詳細は国からまだ示されておらず、地域包括的ケアシステム実現のための関係機関との連携も、人材確保とともに課題を抱えております。今後、地域の資源を活用したサービスの掘り起こしと、関係機関との調整を行い、予防、介護、医療など多様な生活支援サービスが、包括的かつ継続的に提供できる体制整備に努めて参ります。次に、障がい者福祉についてであります。平成26年に全面施行された「障害者総合支援法」により、入所型サービスから通所または居宅型サービスへの移行方針が示され、障がい者が地域と積極的にかかわりを持ち「基本的人権を享有する個人として尊厳を持った生活」を営むため、市町村は支援事業の充実を求められています。町においては、町内外のサービス事業者と連携し、協力いただきながら、地域での生活を支える取り組みを進めて参ります。続いて、生活保護業務につきましては、平成26年度モデル事業として、町社会福祉協議会とともに取り組みました「生活困窮者自立支援事業」は、平成27年度からは法の施行に伴いまして、本格実施されます。本事業は、必須事業の自立相談支援事業のほかに、就労自立支援事業、家計相談など生活保護を受ける前に対策を講じ、生活の自立を目指す事業となっております。当町では、必須事業は町社会福祉協議会に委託し実施いたしますが、他制度による相談支援窓口とも連携しながら、法の趣旨に沿った事業展開を進めて参ります。住み慣れた地域で安心して一生を過ごすことができるよう、引き続き保健、医療、福祉が連携した政策を進めて参ります。5点目は、連帯の絆で支え合うコミュニティのまちづくりであります。本年度は、平成18年度に策定した第1次長期総合計画の最終年度となります。この第1次総合計画の状況を踏まえ、美郷町の将来ビジョンとなる平成28年度から10年間の第2次長計総合計画を住民の意見を反映して策定して参ります。また、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を基本的な考え方とした、国の総合戦略が昨年末に閣議決定され、一つ、地方における安定した雇用を創出する。二つ、地方への新しい人の流れを作る。三つ、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。四つ、時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守ることを、四つの基本目標を達成するため、美郷町の実情に応じた5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策と成果目標を設定した、美郷町の総合戦略と人口ビジョンを平成27年度中に策定することとし、策定に当たっては住民代表や産業界、行政機関、金融機関などで構成する推進組織で審議し、議会の皆様とともに協議しながら策定して参ります。次に、集落の活性化についてであります。この「地方創生」という大きな施策の打ち出し、地方も動き出しつつあります。中山間地域の状況は厳しい面があるのは事実ですが、将来に向けた地域づくりをより一層強化し、進めていくことが大事な時期、流れになっていると考えております。美郷町には、他の地域に誇れる連合自治会という組織もあり、地域住民の皆様と一緒に、地域のコミュニティの維持、そして活性化に取り組んで参ります。番号制度についてであります。本年10月以降、住民、国民の皆様全員にマイナンバーが交付され、平成28年以降段階的にマイナンバーによる制度の運用が始まります。町におきましては、この開始運用に向け事務、

システム、条例等の変更、見直しなどの作業を進めているところであり、所定のスケジュールに応じて、制度が開始できるよう準備を進めます。次に、多機能コミュニティセンターにつきましては、建設にあたりご不便をおかけしておりますが、工事を急ピッチで進めているところでございます。開館後の運営準備も進めており、先般はセンターと図書館の愛称募集を行い、町内外から数多くの応募があったところであります。開館後は、町民の皆様が集い、学び、くつろげる施設としての運営に向け、進めて参ります。職員の研修につきましては、県の自治研修所などに委託しての研修に加え、市町村アカデミーなどの専門性、育成性の高い研修機会を設け、職員の能力向上などの人材育成に努めます。また、平成27年度後期の試行から平成28年度の実施に向け、人材育成を目的とした人事評価制度の準備を進めて参ります。人権・同和問題研修につきましては、関係課で連携しての研修を行って参ります。次に、地域おこし協力隊につきましては、平成21年10月の配置開始から現在7名の隊員が定住しており、本年度は任期満了による補充と新規募集を含め、14名の募集を予定しております。近年の活動は、特定のテーマや専門性を重視した内容に変わりつつあり、配置にあたっては連合自治会などの配置組織と相談をしながら、地域力の維持、活性化のため適切な配置に取り組んで参ります。次に、平成27年度の予算編成方針と予算の概要についてであります。限られた財源ではありますが、私の政策の柱である「道路網の整備と公共交通対策」、「定住・産業・雇用対策」、「子育て支援等在宅福祉」、「集落の活性化」に係る施策について、予算を重点配分するとともに、地方創生、農業活性化などの新たな情勢、課題に対応するための予算編成を行いました。平成27年度一般会計予算は、63億4500万円で、平成26年度に比較し、多機能コミュニティセンターや災害復旧事業が完了することから、9億9500万円、13.6%減となりました。歳入についてでございますが、町税につきましては、法人住民税の一部国税化による影響や家屋の評価替えに伴う固定資産税の減などの算定を行い、地方消費税交付金につきましては地方消費税の税率改定に伴い、大幅な増額を見込んだところでございます。地方交付税につきましては、町村合併に伴う特例措置として10年間特例加算として交付を受けていましたが、合併特例期間の終了となる今年度以降はこの特例加算が段階的に減額となることから、普通交付税について3000万円の減額としたところでございます。特別交付税につきましては、交付実績や特別の財政事情を勘案して、5000万円増額して計上しました。歳出予算では、経常経費であります施設管理費や社会保障費、特別会計への繰出金の増額などにより、一般財源が厳しい予算編成となりました。各特別会計の予算は、住宅新築資金等貸付事業特別会計が、236万1千円で平成26年度と比較して25.2%の減、簡易水道事業特別会計は2億8998万7千円で7.7%の増、下水道事業特別会計は2億5049万4千円で5.3%の減、君谷診療所特別会計は519万5千円で0.4%の増、国民健康保険特別会計は7億6880万2千円で9.8%の増、国民健康保険診療所特別会計は7733万2千円で5.8%の減、後期高齢者医療特別会計は1億8488万8千円で1.9%の減となりました。各特別会計とも財源等の財政面での課題を抱えてお

り、安定的な経営のために一層の努力を行って参ります。以上、平成27年度における町政運営の考え方と主な施策の取り組みについて説明を申し上げました。社会情勢、地域課題に対応し、持続可能な地域と行政運営を行い、町政の一層の発展のために尽力する所存でございますので、引き続き議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願いを申し上げまして、平成27年度の施政方針とさせていただきます。ありがとうございます。

●佐竹議長

町長の施政方針が終わりました。ここで11時まで休憩といたします。

(休憩 10時 30分)

(再開 11時 00分)

●佐竹議長

会議を再開いたします。

日程第5、仮議長の選任を議長に委任することについてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会に上程されます議案審理の都合により、地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

異議なしと認めます。したがって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任していただくことに決しました。それでは、ただちに仮議長の選任を行います。仮議長には8番・安田議員にお願いすることと致します。

●佐竹議長

日程第6、先議といたしまして、議案の上程、説明、質疑、討論、表決に入ります。はじめに、議案第24号・公の施設の指定管理の指定、美郷町ゴールデンユートピアおおち、美郷町カヌーの里おおちについてを議題といたします。本件については、議長である私のほか、副議長の黒川議員、籾根議員及び藤原議員の計4名が当該指定先の役員に就任しております。したがって、この4名が地方自治法第117条に該当し、退席となりますので、先程選任されました仮議長と議長席を交代いたします。

(議長席交代及び除斥対象議員退席)

●安田仮議長

先程、仮議長に選任されました、安田です。議事が円滑に進みますよう、議員各位のご協力をよろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。ただいまの議題は、公の施設の指定管理者の指定、美郷町ゴールデンユートピアおおち、美郷町カヌーの里おおちについてであります。本案について提案理由の説明を求めます。



●安田仮議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

上程になりました議案第24号についてご説明を申し上げます。議案第24号、公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求めます。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。公の施設の名称、美郷町ゴールデンユートピアおおち。指定管理者の指定を受ける団体の名称、一般財団法人美郷町開発公社。指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。もう1件でございます。美郷町カヌーの里おおち。これは一般財団法人美郷町開発公社。指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。提案の理由でございます。開発公社は、現在ゴールデンユートピアおおち、カヌーの里おおち共に施設の開館から本日まで経営に関わってきており、施設運営、施設管理運営のためのノウハウや住民サービスのためのノウハウとたくさんの経験に基づいた、管理運営方法を持っているところでございます。また職員も水中運動教室、エアロビクス教室、カヌー指導、水泳教室などの施設の事業展開に欠かせない経験豊富な有資格インストラクターを抱えているところでもございます。この施設管理運営経験と経験豊かな有資格にインストラクター職員の経験を生かし、今後も町民の健康維持増進、生きがいづくりのもてるまちづくり、青少年の健全育成を図ることができると考えているところでございます。こうしたことから、引き続き一般財団法人美郷町開発公社を指定管理とするものでございます。指定管理料につきましては、ゴールデンユートピアにつきましてはこの後予算の方でも説明を申し上げますが、レストランの運営も含めることとし、その管理料を年間400万円を増額いたしまして4000万円。カヌーの里につきましては1583万円を予定をしているところでございます。以上でございます。

●安田仮議長

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

●安田仮議長

1番。

●原議員

先程のゴールデンユートピアの管理委託でございますけども、レストランも含めてと言う事でしたけども、その辺の内容について詳しく説明して下さい。

●安田仮議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

レストランの運営でございますが、今年度まではレストラン部門はゴールデンユートピアとは別に、町とレストランの運営される方と賃貸契約をしておりました。しかしながら、

そのレストランというのはユートピアの宿泊施設の食事の提供がかなり重要な部分を占めております。そうしたことから、開発公社とレストラン運営、直接いろんな話をした方が今後の運営のためにも、なるという判断をいたしました。しかしながら、開発公社といたしましては、町がその上位団体でありますので、町も含めて3者で色々とまた全体施設、全体の運営を含めて、また良い方向に持っていくようにということで、一応ゴールデンユートピアの方にレストラン部分も含めて指定管理ということで指定をさせていただきました。なお、レストラン部門につきましては、開発公社からまた再委託ということになります。以上です。

●安田仮議長

他に質疑ありませんか。

●安田仮議長

1番。

●原議員

レストランの再委託ということがありますけれども、これは別に法的にも全然問題ない事なんですか。

●安田仮議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

問題はありません。そのように指定管理を募集する時にも明記しております。

●安田仮議長

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

●安田仮議長

質疑が無いようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。

反対討論ありませんか。

(なしの声)

●安田仮議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●安田仮議長

討論が無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第24号・公の施設の指定管理者の指定、美郷町ゴールデンユートピアおおち、美郷町カヌーの里おおちについて、原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●安田仮議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。これにて、先程退席となった4名の除斥を解くと共に、議長席を交代いたします。

(議長交代。除斥対象議員議場へ)

●佐竹議長

続いて議案第25号・公の施設の指定管理者の指定、美郷町潮温泉大和荘、美郷町潮交流研修宿泊施設、観光船第一大和丸及び係留施設についてを議題といたします。本件については、簗根議員が当該指定先の役員に就任されております。地方自治法第117条に該当しますので退席を求めます。

(簗根議員退席)

●佐竹議長

それでは、議事に入ります。議案第25号について執行部より提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

上程になりました議案第25号についてご説明を申し上げます。議案第25号、公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める、平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。公の施設の名称でございます。美郷町潮温泉大和荘、美郷町潮交流研修宿泊施設、観光船第一大和丸及び係留施設。指定管理者の指定を受ける団体の名称でございます。3件とも、株式会社グリーンロードだいわでございます。指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。指定の理由でございます。美郷町潮温泉大和荘、それから美郷町潮交流研修宿泊施設、それから観光船第一大和丸及び係留施設につきましては、現指定管理者であります株式会社グリーンロードだいわが運営をされております。グリーンロードだいは、施設運営、それから施設運営のためのノウハウや住民サービスのためのノウハウなど、たくさんの経験に基づいた管理運営方法を持ってこられます。現行運営の問題もないということから、引き続き株式会社グリーンロードを指定管理者として選定をするものでございます。よろしく願いいたします。

●佐竹議長

提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

●佐竹議長

9番。

●黒川議員

この指定管理の中で、観光船第一大和丸ということであるんですけど、去年何か聞いた

時に運行がないと言う事でありまして、これ昨年度26年度ぐらいで、どの程度利用率あったでしょうか。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

26年度この観光船につきましては、船を運転するというか、操作をする方が現在おられませんので、26年は運営しておりません。したがって、27年度は新たに運転の免許証取得をしながら、また運営を再開をして参りたいというふうに思っています。

●佐竹議長

9番。

●黒川議員

去年は操作する方がおらんと言う事で、27年度やるって言う事ですけど、それは大和荘の職員を利用するということですか、それとも第三者を新たに募集して運行させるという気持ちなんでしょうか。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

まだ役員会で方針をきちっとご説明はしておりませんが、職員ではちょっと無理かなと思っておりますが、第三者に委託をするということになるかと思えます。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

今のやはり、大和丸の関係ですけれども、第三者にまあ委託するという事になると、2級免許ですかね、これを取得せんと運転ができませんということになりますけれども、そこの今の経費11、2万掛ると思うんですけども、それは後で出るかわかりませんが、今年度の予算に反映されとるわけですか。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

指定管理者としてグリーンロードだいわを指定するわけでありまして、その免許取得については一般会計の方から予算の支出はありません。

●佐竹議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑が無いようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。

反対討は論ありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第25号・公の施設の指定管理者の指定、美郷町潮温泉大和荘、美郷町潮交流研修宿泊施設、観光船第一大和丸及び係留施設について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。これにて先程退席となった旗根議員の除斥を解きます。

(旗根議員議場へ)

●佐竹議長

続いて議案第26号・公の施設の指定管理者の指定、美郷町基幹集落センターについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

上程になりました議案第26号につきましてご説明を申し上げます。議案第26号、公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。公の施設の名称でございます。美郷町基幹集落センター、指定管理者の指定を受ける団体の名称、都賀西連合自治会。指定の期間につきましては平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。提案理由をご説明申し上げます。美郷町都賀西に設置してございます美郷町基幹集落センターにおける指定管理者の管理の期間が、平成27年3月31日をもって終了となるところでございますが、この度都賀西連合自治会から指定管理者の指定申請が提出されましたので、美郷町基幹集落センター条例第7条の規定に基づき、当該連合自治会を指定管理者に指定する議決をお願いするものでございます。以上が議案第26号でございます。よろしく願いをいたします。

●佐竹議長

提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

12番。

●西嶋議員

先程の2件、それと後の1件ですかは3年間の契約、指定期間であります。これについては5年間であります、これはどう言う、そういう、どういうことですか、決まりがあるんですか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

集会施設等につきました5年間ということで規定をさせていただきます。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑が無いようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第26号・公の施設の指定管理者の指定、美郷町基幹集落センターについて、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続いて議案第27号・公の施設の指定管理者の指定、大和農林水産物処理加工場について、議案第28号・公の施設の指定管理者を指定、美郷町希少林産物等展示販売施設についての2議案を一括上程します。本2議案については、栗原議員が当該指定先の役員に就任されております。地方自治法第117条に該当しますので、退席を求めます。

(栗原議員退席)

●佐竹議長

それでは議事に入ります。議案第27号・公の施設の指定管理者の指定、大和農林水産物処理加工場について、執行部より提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

上程になりました議案第27号についてご説明いたします。議案第27号、公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求めます。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。公の施設の名称、大和農林水産物処理加工場。指定管理者の指定を受ける団体の名称、だいわ特産加工センター利用者組合。指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。提案理由でございます。美郷町大和農林水産物処理加工施設条例第3条により、指定管理者により管理を行うこととなっておりますこの施設でございます。平成24年4月1日から指定管理により3年間管理をしていただいています。この度指定の期間が3月31日をもって満了になりました。引き続き指定の申請がされまして、これまでの実績等を勘案して第5条の規定に基づき、平成27年4月1日から3年間再指定を行うものでございます。以上議案第27号について説明を終わります。

●佐竹議長

提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

1番。

●原議員

大和農林産物処理加工施設でございますが、これお聞きしますと法改正によって平成28年度、来年度からですね、この工場では加工処理ができない状況にあるというふうに聞いております。そういった中で、まあ町の施設として地元方々に、こうやって指定管理していただいでですね、運営をしていただいでるわけでございますけども、こう言った加工施設のですね、法の改正によって問題出ている改修ですね。そういったものの計画というのは町としてどのようにお考えでしょうか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

ご指摘のように平成28年11月に、現在の衛生管理者、衛生管理でとっております施設。この施設の更新が参りましてですね、施設の構造上の問題で再指定が受けられなくなる可能性がございます。これまでの間、その問題につきまして色々と改修の議論をして参りました。まだ結論には至っておらないところでございますけども、何れにしましても今後の加工の方向性、そういうものも管理者との話し合いを通じてですね、必要な改修については27年度の中で協議して、28年度に改めてお諮りするところが現在の状況でございます。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

大変あの私も見させていただいた事もあるんですけど、立派な設備もありますしですね、地元の方も精力的にここを活用しておられます。そういった中でやっぱりそういった状況踏まえてですね、町の施設として無駄な事がないように、できれば改修をしてですね、存続をしていただきたいというふな事をお願いをして終わります。

●佐竹議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑が無いようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第 27 号・公の施設の指定管理者の指定、大和農林水産物処理加工場について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続いて議案第 28 号・公の施設の指定管理者の指定、美郷町希少林産物等展示販売施設について、執行部より提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

上程になりました議案第 28 号についてご説明を申し上げます。議案第 28 号、公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求めます。平成 27 年 3 月 3 日提出。美郷町長 景山 良材。公の施設の名称でございます。美郷町希少林産物等展示販売施設。指定管理者の指定を受ける団体の名称、合同会社だいわもんど。指定の期間、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まででございます。提案の理由でございます。美郷町



希少林産物等展示販売施設につきましては、平成4年に建築をされ、現在株式会社グリーンロードだいわが指定管理者として運営をされているところでございます。指定管理期間満了に伴いまして、指定管理者の募集に当たりまして、現指定管理者、それから指定管理を希望されている団体に通知を出したところでございます。この結果地域の活性化、地産地消の推進、6次産業化の推進を経営方針とされる株式会社だいわもんどが、申請1件ありました。合同会社だいわもんどは都賀長藤地域の活性化を目標に、平成26年12月18日地域の住民などの出資者114名、出資金418万円を持って設立され、10名の執行役員で構成をされ、代表社員は吉田晃司さんでございます。この施設を拠点といたしまして、事業展開としては3つの部門を設定をされております。1つは、地産地消、地域人材を活用したレストラン部門。具体的には、毎土曜日には島根中央高等学校や婦人会、専門家など多彩な地域人材とコラボしたバイキング方式を取り入れ、広いターゲット層の顧客に取り組み、また店舗のリニューアルも検討されているところでございます。2つ目に、産直市と生活必需品の販売などのショップ部門でございます。具体的には近接に新たな店舗を構え、地域住民の生活に必要な全日食チェーン導入によるスーパーマーケットの開店、また美郷カレッジや生産者、大和加工センターとの連携による、売れる商品の企画や野草を使った商品開発、3つ目といたしまして、情報発信やいろいろなイベントの開催による人工交流の拡大等のプロモーション部門を展開をされ、27年度の売り上げ計画では2300万円とされているところでございます。地域の発展に貢献するを、経営理念に掲げられ、地域の皆さんが出資をされた合同会社であり、現在も産直市を中心に組み込んでおられることから、販売施設の運営が可能と判断し、指定管理者として選定をしたところでございます。以上でございます、よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

1番。

●原議員

指定管理の応募と言いますか、その中にですね、現グリーンロードだいわ。これからの応募というものはあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

申請に当たりましては、だいわもんど1団体でございました。現在の株式会社グリーンロードにつきましては、役員会を開き、総会を開催をいたしまして、地域の住民の方が地域発展のためにその施設を活用して、いろいろと取り組んで参るということの、まあ大義名分と言いますか、ありますのでグリーンロードだいわといたしましては、指定を見送る

ということで判断したところでございます。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

併せてですが、先程いろいろな事業計画の中で、恐らく改修も出てくるというふうに思いますが、その改修費については、まあ町の施設ですけども、町としての支出というものはどのようなお考えでしょうか。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

これ改修を前提とした予算を組んでおりませんが、いろいろな町の補助事業もございしますので、その補助制度に合致するものであれば、その補助申請をしていただきながら補助の決定がされると思います。まあ具体的には美郷の産業起こしの交付金等が想定をされるところでございます。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑が無いようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第 28 号・公の施設の指定管理者の指定、美郷町希少林産物等展示販売施設について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。これにて先程退席となった栗原議員の除斥を解きます。

(栗原議員議場へ)

●佐竹議長

日程第 7、議案の上程、説明を議題といたします。議案第 4 号から議案第 23 号までの

20議案、並びに議案第29号から議案第31号までの3議案の計23議案を一括上程いたします。初めに議案第4号から議案第11号までの条例案について順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

上程になりました議案第4号についてご説明を申し上げます。議案第4号、美郷町みさと光ネット施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町みさと光ネット施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。次のページをお願いいたします。美郷町みさと光ネット施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。第9条の次に、次の一条を加える。加入者負担金、第9条の2、前2条に係る加入者負担金は、加入の申し込み1件につき合計2万円を限度とする。提案の理由でございます。みさと光ネットの管理、施設管理、維持管理につきましては現在町で実施をしております。更新によります、引き込み工事それから宅内工事、設備の移転等につきましては、町長が実施をし、要した経費は加入者の負担金となっているところでございます。負担額につきましては、工事内容の状況によりまして変動いたしますが、10万円近くなることもあり、またこれらの移転をされ方から軽減を求める声もあるところでございます。都市部等のNTTのサービス地域では、引き込み工事費は原則個人負担はございません。また県内のIRU地域では、個人負担の上限を設けているところもございます。こうしたことも踏まえまして、他団体の負担額等を参考といたしまして、個人負担の上限を2万円とするものでございます。附則といたしましてこの条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。よろしくをお願いいたします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

上程になりました議案第5号につきましてご説明を申し上げます。議案第5号、美郷町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。次ページをお願いいたします。提案理由をご説明申し上げます。議会議員非常勤の職員の方などの、公務災害に関する補償等の事務につきましては、町と島根県市町村総合事務組合で現在共同処理をしております。この度公務災害の認定不服申し立ての審査の事務について、町と島根県市町村総合事務組合の事務が整備され、島根県市町村総合事務に於いて関係条例が改正されたことに伴い、構成市町村においても規定を整理するための改正を行うものでございます。この改正につきましては要点は2つでございまして、

1つ目は、公務災害の認定にあたり、意見を聴取する機関を島根県市町村総合事務組合に設置される認定委員会とするもので、第3条第3項と第4条を改正するものであります。それから2つ目は、公務災害の認定に対し不服がある場合に審査を申し立てる機関を、同じく島根県市町村総合事務組合に設置される審査会とするもので、第18条第19条と第20条を改正するものでございます。附則といたしましてこの条例の施行日は、公布の日からとするものでございます。以上が議案第5号でございます。よろしくお願いをいたします。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●三上教育課長

上程いただきました議案第6号につきましてご説明を申し上げます。議案第6号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。次ページをご覧ください。提案理由をご説明申し上げます。教育委員会制度の見直しに関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されます。そのため、全国の都道府県及び市町村においては関係する条例や規則の整備をしているところでございます。この条例案では、制度の見直しに関連する5つの条例を一括して整備するものでございます。第1条では、見直しにより教育委員長が廃止されることから教育委員長の報酬を削除するものでございます。第2条では、教育公務員特例法第16条が削除されたことから、教育長が一般職から特別職に変わるため、美郷町の特別職に関する条例に教育長を加えるものでございます。第3条は、同じく教育公務員特例法第16条が削除されたため、この16条を根拠とする美郷町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止するものでございます。第4条は、同じく教育公務員特例法第16条が削除されたため、教育長の勤務時間、休暇等に関する条例を新たに制定するものでございます。第5条では、教育長が特別職となることから、新たに教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定めるものでございます。なお、国の法律には経過措置が定めてあり、現教育長の任期中は改正前の法律が適用されます。したがって、この条例案につきましても、国の例により経過措置を定めております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。続きまして上程いただきました議案第7号につきましてご説明を申し上げます。議案第7号、美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。次ページをご覧ください。ご説明を申し上げます。子ども子育て3法が、平成24年8月10日に成立し、それを受けて児童福祉法が改正され、平成26年5月30日に公布となりました。平成26年

4月30日に厚生労働省令第63号で設備・運営基準が定められました。この法改正及び厚生労働省令で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について国が定めた最低水準を基に、全国の市町村が国の基準を下回らないよう条例で基準を定めることとされました。そのため、美郷町においても条例を制定するものでございます。また、放課後児童クラブの設置等、その他必要な事項につきましては詳細を要綱で定めることとしております。なお、条例につきましては地域の実情に合ったものとするため、経過措置を定めることが認められておりますので、そのように経過措置を設けております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。続きまして上程いただきました議案第8号につきましてご説明を申し上げます。議案第8号、美郷町放課後児童クラブ設置条例を廃止する条例の制定について。美郷町放課後児童クラブ設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。次ページをご覧ください。ご説明申し上げます。先程の議案第7号でご説明申し上げましたように、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関しまして、新たに国の基準により定めることとしたことから、この放課後児童クラブ設置条例は廃止するものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●窪田健康福祉課長

続きまして上程されました議案第9号について説明いたします。議案第9号、美郷町立へき地保育所設置条例及び美郷町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について。美郷町立へき地保育所設置条例及び美郷町保育の実施に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。次ページをご覧ください。まず、美郷町立へき地保育所設置条例の廃止でございます。君谷保育所は、入所児童数の減少、また建物老朽化によりまして、本年度末をもちまして閉所いたしますため、君谷保育所のみ定めております、この設置条例を廃止するものでございます。続きまして美郷町保育の実施に関する条例の廃止でございますが、本条例は、保育の実施基準のみを定めております。児童福祉法が4月1日に改正され、児童福祉法第24条に定めてありました保育の実施基準の条例委任がなくなります。また、子ども子育て支援法施行規則によりまして、保育について規定され、町においては子ども子育て支援法施行細則によって規定いたしますため、廃止するものでございます。附則といたしましてこの条例は、平成27年4月1日から施行する。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

上程になりました議案第10号についてご説明をいたします。議案第10号、美郷町借上型町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町借上型町営住宅条例の一

部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。次ページをご覧ください。美郷町の借上型町営住宅の一部を改正する条例は、第3条の見出しの中で、及び管理期間とあるものを削り、同条例中の中の設置をし、管理する期間は、この条例の施工の日から平成27年3月31日までとする。を設置するという文言に改めるものであります。併せて新しく4月1日から供用開始となります借上型住宅ミコという名称になりますが、その住宅の別紙のように名称を、及び地番、それから構造、戸数、それを別表第1に追加するものであります。併せて別表2は、家賃等の金額の修正もございますので、併せて別表2に改正の内容を挙げております。タブレットの12ページの方に新旧対照表を付けております。併せてご覧をいただきまして、ご確認を願いたいと思います。以上が議案第10号でございます、よろしく願いいたします。続きまして議案第11号につきましてご説明をいたします。議案第11号、美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。次ページをお願いいたします。これは、都賀西ニュータウンに新しく4戸の若者定住住宅が供用開始となります。それに伴いまして、別紙に都賀西ニュータウン1号から4号を追記するものでございます。これも併せまして、タブレットの11の2に、新旧対照表を挙げております。併せてご確認をいただきたいと思います。以上が議案第11号でございます。よろしくご審議のほど、よろしく願いいたします。

●佐竹議長

説明の途中ですが、ここで午後1時まで休憩をいたします。

(休憩 午前 11時 50分)

(再開 午後 1時 00分)

●佐竹議長

会議を再開いたします。続いて議案第12号から議案第19号までの予算案について順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

上程になりました議案第12号についてご説明を申し上げます。議案第12号、平成27年度美郷町一般会計予算。平成27年度美郷町の一般会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63億4500万円と定める。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10

億円と定める。歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算でございます。これの詳細につきましては、後ほど事項別の明細書でご説明を申し上げます。8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。事項、美郷町ゴールデンユートピアおおち、美郷町カヌーの里おおち施設管理委託。期間、平成27年度から平成29年度まで、限度額1億6749万円でございます。これはゴールデンユートピアおおち及びカヌーの里おおちの施設管理委託でございます。両施設の指定管理に伴うものでございまして、ゴールデンユートピアおおち、今年より先程ご説明を申し上げました、レストラン部門の管理料400万円を増額いたしまして、年間4000万円。それからカヌーの里おおち、1583万円。それぞれの3年間分の合計1億6749万円でございます。次のページをお願いします。9ページでございます。第3表、地方債でございます。それぞれ起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものでございます。合計で8億1160万円を限度額としております。詳細につきましては、歳入の地方債の欄でご説明を申し上げます。14ページをお願いいたします。歳入でございます。款1、項1、町民税の目1、個人分、それから目2、法人分とも26年度の調定額、決算見込額を緩和して減額計上しております。項2、固定資産税につきましては、評価替に伴う減額を勘案、また項3、目1、軽自動車税につきましては、27年度からの税額改正による増額を勘案をして計上しております。次のページをお願いいたします。項4、目1、町たばこ税でございます。26年度の決算見込みで計上しております。それから1番下の段でございます。款2、地方譲与税から次のページにわたしまして、款5、株式等譲渡所得割交付金につきましては、県の仮試算を基に、これまでの交付実績に基づいて計上しているところでございます。17ページをお願いいたします。款6、目1、地方消費税交付金につきましては、平成26年4月1日から消費税、税率が8%に引き上げられ、このうち地方消費税分が1%から1.7%となったところでございます。県の仮試算を基に、これまでの実績等を踏まえまして1700万円の増額を見込んで計上しております。一番下でございます。款9、項1、目1、地方交付税でございます。普通交付税は合併に伴う特例加算が平成26年度で終了し、平成27年度から減額となることから3000万円を減額をして、32億2000万円。特別交付税につきましては、福祉事務所、それから地域おこし協力隊員などの財政需要を勘案いたしまして、5000万円増額して4億円を計上しております。次のページをお願いいたします。款11、項2、目1、民生費負担金、下段でございます。町内外の保育所の保育料と老人福祉施設の被措置者の負担金が主なものでございます。次のページをお願いいたします。款12、項1、目1、総務使用料でございます。この内、地デジ放送料は再送信に係る負担金でございまして、900戸分を計上しております。また、目5、土木使用料一番下でございます。これは町営住宅263戸分の住宅料を計上しております。飛んで21ページをお願いいたします。項2、

目2、衛生手数料の主なものでございます。これは可燃ごみ・資源ごみ袋の販売手数料が主なものでございます。一番下でございます。款13、項1、目1、民生費国庫負担金でございます。右側の節の欄でございます。社会福祉負担金の内、障害者自立支援給付費及び生活扶助費、医療扶助に伴います国の負担金が主なものでございます。次のページをお願いします。同じく、節3の児童福祉費負担金でございます。これは保育所運営費負担金と児童手当の負担金でございます。それから、目3、災害復旧費国庫負担金でございます。これは公共土木災害復旧費現年分でございますが、不測の事態を想定をいたしまして1800万円を計上しているところでございます。続きまして項2、目1、民生費国庫補助金でございます。節1、社会福祉費補助金のうち地方改善施設補助金でございます。これは町道志君線、それから町道西中線改良工事に係る補助金を計上しております。それから臨時福祉給付金給付事業費補助金及び子育て世帯臨時給付費給付は、消費税率が8パーセントに引き上げられたことに伴いまして、臨時的な措置として昨年度に引き続き額を減額して支給されるものでございまして、事務費も含めまして全額国庫補助金で賄われることになっております。次のページをお願いいたします。一番上でございます。目3、土木費国庫補助金でございます。節1のうち、地域住宅交付金でございます。これは宮内団地の改修、それから家賃低減化に係るものの補助金でございます。それから、節2のうち、社会資本整備総合交付金でございます。これは町道二多合線、都賀行宮内線、田水線、乙原築瀬線、粕淵三瓶線及び通学路を中心とした交通安全工事に係る交付金でございます。目7、でございます。農林水産業費国庫補助金でございます。これは農山漁村活性化プロジェクト交付金でございまして、ミニトマト用のハウス整備に係るものでございます。次のページをお願いします。24ページでございます。下の段でございます。款14、項1、目1、民生費県負担金でございます。節1、社会福祉費負担金、この内保険基盤安定制度負担金の内訳は、後期高齢者医療と国民健康保険医療に係る負担金でございます。一般会計で受けまして後期医療会計、それから国保会計へ繰り出すこととなります。同じく障害者自立支援給付費負担金でございますが、これは障害者補装具費支給事業、それから介護給付に係る負担金でございます。下の欄で、節3、でございます。このうち児童福祉費負担金でございますが、これは保育所運営費の負担金。それから児童手当に関する県の負担金分でございます。次のページをお願いします。目4、農林水産業費県負担金でございます。これは志君・河木谷地域の地籍調査事業に係る県の負担分、事業費の4分の3に当たるものでございます。続きまして項2、目1、総務費県補助金でございます。節1、でございます。このうち島根市町村総合交付金以下、前年度収入見込み額を基に計上しております。新たに、再生可能エネルギー等推進基金事業交付金でございます。これは邑智小学校へ太陽光の発電、それから蓄電池等を設置するもので、消費税を除きました事業費全額を補助金で賄うことにしております。続きまして、その下、目2、民生費県補助金でございます。節1は浜原、都賀行、2隣保館の運営費の補助金、それから福祉医療費補助金が主なものでございます。次のページをお願いいたします。節3の所でございます。このうち、特別保



育事業でございますが、これは延長保育に係る補助金、それから放課後児童健全育成事業は児童クラブ運営のための補助金でございます。これが主なものでございます。それから下のところでございます。目4、農林水産業費県補助金、節1のところでございます。そのうちの一番上でございます。中山間地域等直接支払交付金は本年度よりスタートいたします第4期対策分の交付金でございます。下のところでございますが、多面的機能支払交付金でございますが、今年度より県の補助金を町で受けまして、総額を含めまして対象団体へ交付をすることとなりました。次のページをお願いいたします。節2の林業費補助金でございます。このうち道整備交付金でございますが、これは林道信喜線、作木大和線改良工事に対する交付金でございます。その下、目5、教育費県補助金でございます。節2のところでございます。元県立邑智高等学校活用地域活性化交付金でございます。これは島根県と旧邑智高校の財産譲渡に係る基本合意に基づきまして、取得に充当した起債の償還金、それから防災公園の財源となりました過疎債の償還金相当額を県から交付を受けるものでございます。下のところでございます、目7、土木費県補助金でございます。説明欄ところでございます、定住促進賃貸住宅建設補助金でございますが、これは若者定住住宅建設8戸分を予定しております。これに係る補助金でございます。29ページをお願いいたします。款15、項1、目1、財産貸付収入でございます。節2の物品のところでございます。この物品貸付収入はFTTHによります光ファイバー施設を、NTT西日本に貸し付けておりますが、これに伴う貸付収入でございます。次のページをお願いいたします。款17、項2、目3、公共施設維持管理基金繰入金でございます。これは公共施設の修繕を計画的に行うこととしておりまして、総務課の施設管理費へ一括充当して予算管理をするものでございます。それから一つ飛んで、目9、電算機器管理基金でございます。これは町内小中学校児童生徒へのタブレット購入経費へ1700万円充当するものでございます。1700万円が主なものでございます。それから目11、過疎対策基金繰入金でございます。これは、みさとカレッジ事業に充当するものでございます。1750万円でございます。次のページをお願いいたします。目13、のがんばれ美郷町寄付基金繰入金160万円でございますが、これは新たに新設をされます、図書館の図書購入費へ充当するために、ふるさと基金を取り崩して充当することとしております。次のページをお願いいたします。款19、項4、目1、商工費貸付金元利収入でございます。これは山興緑化有限会社に貸し付けました、ふるさと財団貸付金の償還に伴う元金収入部分でございます。それから、下のところでございます。項5、目1、造林受託事業収入でございます。これは島根県造林公社から公社の分収隣林地に係る保育事業を受託するものでございます。またふるさとの森再生事業助成金でございますが、これは公益財団法人出雲財団が公益目的のため、不健全な森林解消を図るための事業の助成金でございます。次のページをお願いいたします。項7、目5、雑入でございます。節2、でございます。全国市町村振興協会振興事業掘り起こし助成金でございますが、これにつきましては薬草の里づくりの事業に対する助成金でございます。それから、その下、節3、民生費雑入でございます。このう

ち新予防給付マネージメント報酬、それから地域支援委託料、これにつきましては邑智郡総合事務組合の介護保険事業からの委託でございます。それぞれ委託を受けまして、在宅介護支援事業へ充当することとしております。それから地域支援事業事業者、利用者、事業利用者、徴収金でございますが、これは在宅介護利用者からの徴収金を計上しております。次のページをお願いいたします。節9の消防費雑入でございます。消防団員退職報償金は消防団員の退職金へ充当するものでございます。下の欄でございます。款20、項1、目1、総務債でございます。節1、のユートピア整備事業債は、四季の森宿泊者用の貸し切り浴槽等の建設に対する起債を予定しております。次のページをお願いいたします。節3、でございます。定住団地整備事業債でございますが、これは野間地区5戸と寺谷3戸に建設を予定しております。若者定住住宅団地の外構工事に対する起債でございます。続きまして節5、過疎対策ソフト事業債でございますが、これは定住ポイントに2490万円、それからみさとカレッジに4030万円、過疎地域活性化交付金で1700万円など11事業に対する起債でございます、合計で9510万円でございます。続きまして節9、大和荘整備事業債でございますが、これは大和荘改築に伴う調査設計委託に対する起債でございます。続きまして目2、民生債でございます。地方改善事業債といたしましては、町道志君線、町道西中線の改良工事に対する起債でございます。節4、の過疎対策ソフト事業でございますが、これは子ども医療無料化に伴います財源となる起債でございます。それから下の段でございます。目4、農林債でございます。節1、の農道整備事業債でございますが、これは中山間地域総合整備事業に係ります、ふるさと農道への負担金、それから節2、の林道整備事業債につきましては、林道信喜線、それから林道作木大和線改良工事に対する起債でございます。次のページをお願いいたします。節4、一番上でございます。農産振興農林漁業債でございます。これは農山漁村活性化プロジェクト、いわゆるハウス整備に対するもの。それから節5、集落営農事業債でございますが、これは集落営農農器具購入保管庫建設に対する起債でございます。節12、の過疎対策ソフト事業でございます。これは薬草・薬樹の里づくり、それから山くじらブランド対策に対するソフト事業の起債でございます。続きましても、目5、土木債でございます。上段、節1、道路整備事業債でございます。過疎債につきましては新規路線であります、栗原橋の維持修繕に1200万円、それから町道二多合線、これを過疎債で予定しております。その下の辺地債で予定している事業は、都賀行宮内線、連水線、これを辺地債で予定しております。それから新規で田水線、乙原築瀬線、粕渕三瓶線、杉谷榎前線、継続で久保線を公共事業債で予定しております。その下の節4、若者定住住宅建設事業債でございますが、これは野井団地に5戸、寺谷団地3戸の建設工事に対する起債でございます。続きまして目6、消防債でございます。一番上の節1、消防施設債でございますが、これは管内の消防ポンプ自動車購入に伴います江津邑智消防組合の負担金でございます。それから奥山地区に防火水槽1基を予定しております。これに対する起債も含んでおります。その下、節2、防災対策事業債でございます。これは島根県の防災ネットワークがございまして、こ

れの更新時期に当たっております。この整備に係る負担金でございます。それから節3、過疎対策ソフト事業でございますが、これは指定避難者の整備、それからハザードマップ改定に対する起債でございます。次のページをお願いします。目7、教育債でございます。節7、過疎対策ソフト事業債でございます。ここには、ここにこサポーター、それから学習支援館、学校給食費助成など7事業に対する起債を計上しております。目8、災害復旧債でございますが、これは不測の事態を想定いたしまして、現年分の起債を計上しております。それから目10、臨時財政対策債でございますが、これは国の交付税の不足の穴埋めとして発行される起債であります。それから一番下、12、労働債でございます。これは雇用創出、企画提案事業に対する起債でございます。以上、起債合計は8億1160万円となります。続きまして38ページ、次のページをお願いいたします。歳出でございます。一番右に説明欄がございます。このところに、001とか002とかの数字がございます。この数字は細目の番号となっております。歳出につきましては目及びこの細目を中心とした説明をさせていただきます。款1、議会費でございます。議員報酬と一般職1名分の人件費及び議会運営費を計上しております。次のページをお願いします。款2、項1、目1、一般管理費でございます。町長、副町長の特別職2名と一般職32名分の人件費、それから事務経費職員健康診断、研修費、島根県町村総合事務組合及び島根県、それから邑智郡の町村会の負担金等を計上しております。一番下、目2、でございます。文書広報費でございます。これは次のページをお願いいたします。上から2行目、その他委託でございます。これは例規集の追録及びデータ作成以外に新たに始まります、個人番号制度が28年の4月より実施をされることとなります。これに伴いまして、全庁的な事務費として120万円を計上しているところでございます。続きまして、1番下段でございます。目5、財産管理費でございます。次のページをお願いします。ここには公用車104台分の維持管理費、町有施設の火災保険料の他、基金運用積立金として地域振興基金等の財源として積立金を計上しております。002、の庁舎管理費でございます。ここには公共施設維持管理基金3000万円を取り崩しまして、計画的な公共施設の修繕に取り組むための経費の他、新たに多機能コミュニティーセンターが完成をいたしました、これの管理費及び開館イベント等で1837万2千円を計上しております。次のページをお願いいたします。目6、企画費でございます。上段の001、企画費でございます。主なものといたしましては、施設関係委託といたしましてゴールデンユートピア指定管理料が4000万円、その他委託料は大和荘の本館改築の設計委託3000万円、それから定住ポイント商品券交換委託で2000万円、高校施設総合管理計画の委託で814万6千円等を計上しております。それから一番下の工事請負費でございますが、これは四季の森、宿泊者用の貸切り浴槽の建設費1000万円を計上しているところでございます。次のページをお願いします。一番上の機械器具費でございます。ここには、沢谷と君谷の中山間サポート用の車両2台分600万円。それからユートピアの送迎用の小型マイクロバスと軽自動車1台更新、これに伴います経費を計上しております。続きまして、その下、002定住推進費で

ございます。ここには田舎暮らしコーディネーターの賃金、それからその他補助金がございますが、この中には、UI ターン、住宅改修補助金150万円を計上しております。その下の、003、公共交通対策費でございます。ここには三江線利用促進や生活バス路線の運行維持に要する経費を計上しております。次のページをお願いいたします。一番下のところでございます。013、地域おこし協力隊推進費でございますが、これは募集予定も含めまして25名分の賃金及び活動費、それから協力隊のコーディネーター2名分の人件費と活動に係る経費を計上しております。次のページをお願いいたします。015、みさと力創造事業費でございます。ここには将来の美郷町になっていく人材と産業を一体的に育てる仕組みとして設立を呈しております。みさとカレッジの運営費を計上しております。報償費につきましては、普及科の講師の謝金、それから次のページをお願いいたします。その他委託がございます。このその他委託はカレッジの確立業務委託、それから産業ビジョンの策定費委託料等を計上しております。それから、一番下のその他補助金でございますが、これは企業コンテスト企業資金の支援補助金として2件分を計上しているところでございます。続きまして016、再生可能エネルギー等推進基金事業でございますが、これは歳入でもご説明申し上げましたように、邑智小学校へ太陽光発電、蓄電池等を設置をするものでございます。基本的には基金で賄いますが、消費税部分については町からの持ち出しということになります。次のページ、47ページをお願いします。目10、細目、001とも諸費でございます。ここには臨時職員の社会保険料を始め、情報公開、それから個人情報保護に関する経費、行財政改革に関する経費及び新たに合併10周年の記念式典を予定しておりますが、ここに415万円分も計上しております。次のページをお願いいたします。庁用器具費のところでございます。ここには公用車の更新1台分、それから邑智郡総合事務組合への一般管理費の負担金等を計上しております、これが大きなものでございます。一つ飛んで003、自治振興費でございます。ここには、105単位自治会と13連合自治会に対し連絡事務費等の嘱託費や自治会の運営助成金、それから活動支援経費のほか交流センター4名、それから集落支援員9名分の賃金、報償金を計上しております。次のページをお願いいたします。一番下の交付金のところでございます。2091万円でございます。これは13連合自治会と自治協議会の機能強化、活動の維持・活性化等に対する地域力アップ交付金、これを391万円、それから地域の新たな仕組みづくりや課題解決のための支援といたしまして、過疎地域活性化交付金、いわゆる300万円事業でございますが、今年度新たに君谷地域が申請をされました。したがって、5地域分、1700万円を計上しております。その下目12、電子計算費でございます。一番上の001、電子計算機管理費でございます。ここには本庁舎とデータセンター及び17拠点のネットワークの運営費と内部情報システムの保守に係る委託料を計上しております。その下、002、電算共同処理費でございますが、ここには邑智郡総合事務組合へ対する運営費の負担金でございます。その下、003、みさと光ネット運営費でございますが、これは22年度に整備しました光ファイバー網によりまして、インターネットIP電話サ

ービス告示端末放送地上デジタルの再送信を行うための経費を計上しております。次のページをお願いいたします。項2、目1、税務総務費でございますが、ここには一般職4名分の人件費と事務経費が主なものでございます。次のページをお願いいたします。目2、賦課徴収費でございますが、ここには町税の賦課徴収に関わる経費を計上しております。次のページをお願いいたします。項3、目1、戸籍住民基本台帳費でございますが、ここには一般職1名分の人件費、それから事務経費。これが主なものでございます。次のページをお願いいたします。項4、選挙費でございます。このうち主なものは、今年の4月に予定をされております県知事選挙の経費605万6千円、これが主なものでございます。次のページをお願いいたします。項5、の統計調査費でございます。このうち主なものは、今年度実施をされる予定になっております、10月1日を基準日として実施をされます国勢調査、これが統計調査費の主なものでございます。国勢調査として533万6千円でございます。これは国の委託金で全額賄います。次のページをお願いいたします。一番下のところでございます。款3、項1、目1、社会福祉総務費でございます。このうち、001、社会福祉総務費は一般職9名分の人件費と事務経費。次のページをお願いいたします。数字の大きなところでございます。各種団体運営費補助金がございますが、ここへは社会福祉協議会の補助金2246万8千円、これが主なものでございます。一番下のところの他会計繰出金でございます。これは国民健康保険特別会計への繰出金であります。施政方針でもありましたように、基金が枯渇をいたしまして、前年度と比較しまして3313万8千円の増額となったところでございます。続きましてその下、002、福祉医療費でございます。これは重度心身障害者及び1人親家庭に対しての医療費助成でございます。その下、004、介護保険費でございます。次のページをお願いいたします。下のところ、他会計繰出金がございます。ここには介護給付費、認定審査管理費及び地域支援事業費の負担金等を、これを邑智郡総合事務組合への負担金として計上しているところでございます。一番下でございます。006、臨時福祉給付金でございます。これは平成26年4月より消費税が8パーセントに引き上げられたことに伴いまして、所得の低い家庭の負担の影響緩和のための臨時的な措置として、昨年度に引き続き支給をされるものでございまして、基本的には町民の非課税者を対象に6千円が給付をされる予定になります。次のページをお願いいたします。目2、001とも、社会福祉施設費でございます。ここには浜原と都賀行の両隣保館の運営費を計上しております。次のページをお願いいたします。下のところ、目3、目3でございます。障害者福祉費でございます。001の障害者福祉費でございますが、これは次のページをお願いいたします。上段のその他委託がございますが、ここには地域活動支援センターの委託料として、600万円。それから障害者相談支援事業委託料240万円などを計上しております。法律の規定による扶助につきましては、生活介護、施設入所支援、就労移行支援等が主なものでございます。その下の単独補助につきましましては、人口透析の通院費。それから障害者の通所等に要する助成を予定をしております。その下の002、特別障害者手当でございますが、これは特別障害者の手当、児童福祉手当

等を計上しております。その下目4、001とも、老人福祉費でございます。このうち大きなものとしたしまして、その他負担金でございますが、これは後期高齢者医療後期連合への事務費の負担金でございます。それから各種団体運営費補助金につきましては、デイサービスセンター、それから特養老人ホーム等社会福祉法人への償還助成でございます。一番下の他会計繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金でございます。続きまして、002、在宅介護支援費でございます。ここには4名分の人件費と次のページをお願いいたします。大きなものとして、その他委託3643万8千円でございますが、ここには介護予防活動事業、相談事業、新予防給付ケアマネジメントの委託料でございます。その下、003、老人措置費でございます。法律の規定による扶助につきましては、養護老人ホーム入所者措置費分、一応50名分を計上しております。次のページをお願いいたします。項2、目1、児童福祉総務費でございます。ここには2名分の人件費とそれから下のところでございます、各種団体運営補助金でございますが、これは町内に保育所への児童措置費運営費の補助金でございます。その下のその他補助金につきましては、延長保育、それから障害児保育、一時預かり事業等に保育所への補助金でございます。下のところでございます、目2、児童手当費でございます。これは3歳未満の子供には月額1万5千円、中学校終了前の子供につきましては1万円を支給するための経費でございます。次のページをお願いいたします。上段でございます。目3、001とも、母子福祉費でございます。ここには児童施設入所に伴う措置費を計上しております。その下002、児童扶養手当費につきましては、母子家庭、それから父子家庭を対象とした児童扶養手当に要する経費を計上しております。目4、児童福祉施設費でございます。ここには子育て支援センター運営委託、これが主なものでございます、その他委託として500万円でございます。次のページをお願いいたします。項3、目1、生活保護総務費でございます。ここには福祉事務所を運営に係る経費でございます。その他委託がございしますが、ここには生活困窮者自立支援法に伴います、自立相談事業でございまして、社会福祉協議会へ委託をすることとしております。下の段でございます。目2、扶助費でございます。ここには生活扶助費のほか、住宅扶助、教育扶助、医療扶助及び小口生活資金の貸し付け等を計上してございます。次のページをお願いいたします。款4、項1、目1、001とも、保健衛生総務費でございます。ここには一般職員6名分の人件費と事務経費を計上してあります。次のページをお願いいたします。この内その他負担金のところでございます、2478万円でございますが、ここには公立邑智病院への負担金でございます。一番下の他会計繰出金がございますが、ここには簡易水道特別会計への繰り出しを計上しております。その下002、保健対策費でございます。その他委託でございますが、ここには健康増進法に基づきます、保健事業、がん検診を初めとして各種の健康診断の委託料を計上しております。次のページをお願いいたします。下のところでございます。目2、001とも、予防費でございます。この内、その他委託でございます。ここには乳幼児、児童を対象とした定期予防接種、それから高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチン、

それから検診、インフルエンザ予防接種。これらの委託料を計上してございます。次のページをお願いいたします。目3、環境衛生費でございます。上段ところの001、環境衛生費でございます。これの他会計繰出金につきましては、下水道特別会計への繰出金でございます。それからその下、002、火葬場費でございます。ここには眺江苑及び大和斎場の運営、それから維持管理に要する経費を計上してございます。その下、一番下でございます。目4、診療所費でございます。他会計繰出金でございますが、これは君谷診療所特別会計へ92万9千円。それから国民健康保険診療所特別会計への繰出金2815万9千円、これを計上しております。次のページをお願いいたします。項2、目1、清掃総務費でございます。これは職員1名分の人件費と事務経費が主なものでございます。それからその下、目2、塵芥処理費でございます。ここには邑智郡総合事務組合の運営費建設費等の負担金でございます。その下、目3、し尿処理費も同じく邑智郡総合事務組合の志谷苑の運営建設整備費に係ります負担金でございます。次のページをお願いいたします。上のところでございます。款5、項2、目1、労働諸費でございます。説明欄のところでございます。雇用創出企画提案事業でございますが、これは民間事業者が新たな事業分野に取り組み、新規の雇用創出をした場合に新規雇用者の人件費相当額を助成するものでございまして、今年度に事業分を予定をしているところでございます。続きましてその下でございます。款6、項1、目1、農業委員会でございますが、これは農業委員会委員の報酬、それから一般職員2名分のほか、委員会の事務処理に要する経費を計上しております。次のページをお願いいたします。目2、001とも、農業総務費でございます。ここには職員6名分の人件費と事務経費を計上してございます。それからその下の、002、農業施設管理費でございます。次のページをお願いいたします。工事請負費461万4千円でございますが、これは邑智食肉処理施設の改修を予定しております。これの工事費でございます。続きまして、目3、農業振興費でございます。001、農業振興費でございますが、その他委託がございます。606万1千円。これは産直市の運営管理費委託料509万円と産業祭実行委員会の委託料100万円が主なものでございます。それから一番下の、その他補助金でございます。ここには農産物等の振興事業に742万円、それから青年給付金の給付金といたしまして1名分75万円、それから、半農半X支援補助金、これも1名分でございます144万円、それから今年度新たに産直市の活性化支援補助金ということで、産直組合に交付することで50万円を計上してございます。その下、003、中山間地域直接支払事業費でございます。これは今年度は第4期対策の初年度となります。5年以上の農業を続けることを協定をした農業者の方々に対して、交付金を交付するものでございます。次のページをお願いいたします。006、集落営農育成事業でございます。これは集落営農組織に貸与する農機具の購入、それから格納庫の整備に要する工事費分でございます。その下のその他補助金がございますが、これは集落営農組織が農機具の更新に要する費用の一部を助成するための経費でございます。一番下、019、多面的機能支払交付金事業でございます。これは農業・農村の多面的機能の維持発揮を図るために、農道

とか水路の日常管理と保全活動、農業用施設の長寿命化を図るため、補修とか更新を行う集落に対して交付をするものでございます。今年度より国、県の負担分も含めて、全額を交付することとなりました。次のページをお願いいたします。一番下でございます。026、薬草薬樹の郷づくり事業でございます。薬草薬樹を活用した地域振興を行うための栽培指針、それから試験栽培、産地化のための生産者拡大、それから新たに薬草茶の製造用の機械の購入経費も計上してございます。次のページをお願いいたします。028、農山漁村活性化プロジェクト交付金でございます。これはミニトマト用ハウス整備と次年度以降の用地の測量に係るものでございます。次のページをお願いいたします。目5、農地費でございます。上段の、001、農地総務費につきましては、一般職員3名分の人件費と事務経費。一番下にその他補助金がございますが、これは中山間ふるさと水と土事業の経費を計上してございます。その下002、農道整備事業費でございますが、これは大邑農道の保全事業の県への負担金でございます、県事業への負担金となります。それから、その下、005、地籍調査事業費でございます。これは河木谷と志君谷地区の地籍測量等の経費を計上しております。次のページをお願いいたします。006、農業集落排水事業費でございますが、ここには下水道事業特別会計への繰出金を計上しております。下の段でございます。項2、目1、林業総務費でございます。ここには職員1名分の人件費と事務経費のほか、緑の担い手育成支援事業の補助金等を計上してございます。次のページをお願いいたします。目2、林業振興費でございます。001、林業振興費につきましては、有害鳥獣の捕獲奨励金、それから被害防止対策の関係経費を計上しております。その下、002、造林事業費でございますが、ここには島根県造林公社からの受託事業のほか、各種補助事業により実施する間伐や枝打ち事業等を計上してございます。その下003、林道事業費でございますが、ここには一般職員1名分の人件費。次のページをお願いいたします。測量設計、それから工事請負費等でございますが、これには林道信喜線の測量設計、それから作木大和線の改良工事、それから一番下のその他負担金がございますが、ここには大規模林道日野金城線の受益者負担金を計上してございます。一番下のところでございます。款7、項1、目1、商工総務費でございます。各種団体運営補助金につきましては商工会への補助金を計上してございます。次のページをお願いいたします。目3、観光費でございます。協会職員1名分の人件費、それからその他委託がございます、ここには中国自然歩道の管理委託、観光船の維持管理委託料、それからゆるキャラのみさ坊の着ぐるみの作成、80万円等を計上してございます。下のところ、各種団体運営補助金、ここには観光協会への補助金275万円。それからその下の、その他補助金につきましては、合宿等誘致事業といたしまして、宿泊者に対する助成金2千円、これを引き続き今年度も実施をしたいと考えております。次のページをお願いいたします。款8、項2、目1、道路橋梁総務費でございます。1名分の人件費のほか、道路台帳の整備委託、それから島根県土木協会や各種同盟会への負担金。これが主なものでございます。下のところでございます。目2、道路維持費でございます。今年も引き続きまして、公共施設環境美化として、賃金そ



の他の経費を計上しております。次のページをお願いいたします。この中に施設関係委託がございますが、ここには除雪、それから崩土・落石作業に係る経費を計上してございます。工事請負費でございますが、ここには町道を初めとする道路の維持工事費2000万円、それから通学路対策といたしまして、外側線や側溝蓋の整備など100万円の計上併せて2100万円を計上しております。その下、目3、道路新設改良費でございます。職員3名分の人件費、次のページをお願いいたします。事業の主なものでございます。継続路線といたしまして、都賀行宮内線、久保線、二多合線、連水線。それから新規路線といたしまして、田水線、乙原築瀬線、粕渕三瓶線、杉谷楨前線の交通安全工事、それから地方改善対策で志君線、都賀西中線の改良工事に係る事業費3億3700万円余。それから国県事業負担金でございますが、これは県道改良及び急傾斜地事業に対する事業費の負担金でございます。その下、目4、橋梁維持費でございますが、これは栗原大橋塗装工事費を計上しております。次のページをお願いいたします。真ん中のところでございます。款5、目4、公共下水道費でございますが、これは下水道事業特別会計への繰出金を計上してございます。その下でございます。項6、目1、住宅管理費でございますが、ここには2名分の人件費、それから公営住宅、若者定住住宅、それから借り上げ住宅など、町営住宅47団地、126棟、263戸ございますが、これの維持管理費を計上してございます。次のページをお願いいたします。下のところでございます。目2、住宅建設費でございます。001につきましては、町営住宅等長寿命化計画に基づきました町営住宅の改修に要する経費で、今年度は宮内団地2戸の改修工事を計画をしております。その下002、若者定住住宅建設費でございます。ここには野井団地5戸分と、寺谷団地の3戸分の建設費を計上してございます。その下、003、若者定住住宅団地造成事業でございますが、これは野井、寺谷団地の外溝整備に係る経費でございます。次のページをお願いいたします。上段でございます。款9、項1、目1、常備消防費でございますが、ここには江津邑智消防組合の負担金を計上してございます。その下、目2、非常備消防費でございます。ここには美郷町の消防団本部と11分団の活動費、車両28台分の維持費を計上しております。この中に工事請負費がございますが、今年度は奥山地区に防火水槽1基を計画をしております。それから庁用器具費はございますが、ここには救命胴衣の整備等々予定をしております。その他負担金、ここには消防団員公務災害補償基金に対する掛金を計上してございます。次のページをお願いいたします。目5、災害対策費でございます。ここには防災無線の管理費、それからハザードマップの更新今年300万円。それから緊急避難所の避難場所の整備ということで発電機、テレビの整備等386万円を計上しております。それからその他負担金がございます。ここには島根県防災システム更新に伴います町の負担金でございます。一番下のその他補助金につきましては、住宅耐震診断及び住宅耐震改修に対する補助金を計上してございます。一番下でございます。款10、項1、目1、教育委員会でございます。次のページをお願いします。002、スクールバス管理費でございますが、ここには邑智小学校のスクールバス4台、町スクールバス2台分の維持管理費及び業者へ

の運転委託料等々が主なものでございます。それから機械器具費がございしますが、これはスクールバスの更新1台を予定をしております。その下、目2、事務局費でございします。ここには教育長と職員3名分の人件費を計上しております。次のページをお願いいたします。下の方でございしますが、国県事業負担金がございしますが、これは県からの指導主事派遣の県への負担金が計上してございします。続きまして、その下段でございします。項2、目1、学校管理費でございします。これは学校校務員1名分の人件費、それから次のページをお願いいたします。図書館司書及びここにこのサポーター賃金を含む維持管理運営費を計上してございします。その下のところ、目2、教育振興費でございします。これはタブレット導入に伴いますもので、指導員の賃金、それから次のページをお願いいたします。タブレット導入に伴いますサポートを委託、それから庁用器具費がございしますが、ここにはタブレット、それから電子黒板購入に係る経費を計上してございします。その下でございします。款10、項3、目1、学校管理費でございします。中学校の校務員2名分の人件費、それから図書館司書及びここにこのサポーター賃金を含む管理運営経費を計上してございします。次のページをお願いいたします。一番下のところの、その他補助金でございします。ここには邑智中学校の通学費の補助金、それから各競技出場補助金、これを計上してございします。続きまして、目2、001とも、教育振興費でございします。ここには公営の学習塾の委託料といたしまして560万円。それから機械器具費がございしますが、ここにはタブレット、電子黒板の購入に係る経費を計上してございします。次のページをお願いいたします。項6、目1、それから、001とも、社会教育総務費でございします。ここには職員5名分の人件費、それから報償費がございしますが、これは児童クラブスタッフの謝金を計上してございします。次のページをお願いいたします。その他でございしますが、ここには美郷大学運営の委託、それから学校地域支援本部事業、ふるさと教育推進事業、人権啓発活動事業に係る経費を計上してございします。下のところの国県事業負担金でございします200万円、これにつきましては社会教育主事の派遣を受けるための負担金でございします。その下、002、社会教育施設費でございします。ここには町内17カ所の集会所の指定管理料と直営の3集会所、それから鴨山記念館、ふるさとのおおち伝承館、これの維持管理費等を計上してございします。次のページをお願いいたします。003、文化財保護費でございします。この中のその他委託、ここには新たに、やなしお道の登録のための事前調査経費438万3千円を計上してございします。その下でございします、目2、公民館費でございします。町内6公民館の嘱託職員の賃金、それから維持管理費及び事業経費を計上してございします。次のページをお願いいたします。目3、図書館費でございします。町立図書館がオープンをいたしますが、これにかかる経費と図書館司書2名分の賃金を計上してございします。次のページをお願いいたします。庁用器具費として107万6千円を計上してありますが、これは歳入のところでも申し上げましたが、これは図書館の購入経費でございまして、財源といたしまして、ふるさと納税がんばれ美郷町寄付基金を繰り入れて充当することとしております。次のページをお願いいたします。項7、目2、体育施設費でございします。ここには町民の体育館7館、そ

れから屋内ゲートボール場3ヵ所、都賀西グラウンド及びふれあい広場の維持管理費、それからカヌーの里の指定管理料1583万円等を計上してございます。下のところでございます。目3、学校給食費でございます。これは4小中学校の給食の学校給食会の委託料、それから火災保険料が主なものでございます。それから、その他補助金が750万円ございますが、これは子育て支援の一環として給食用の食材3割分を助成するための補助金でございます。次のページをお願いいたします。款11、項1、農林水産施設災害復旧費、それから項2、公共土木施設災害復旧費、ともに現年分といたしまして、災害発生など不測の事態に対応するため経費を計上してございます。次のページをお願いいたします。款12、項1、目1、これは元金でございます。これは起債償還のための元金部分、それから目2、利子でございますが、同じく起債償還のための利子を計上してございます。款14、項1、目1、とも予備費でございますが、今年度800万円を計上してございます。以下参考資料として、地方債の状況、債務負担行為、給与明細等添付をしておりますので、またご覧いただきたいと思っております。以上で議案第12号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●渡邊住民課長

上程いただきました議案第13号についてご説明いたします。議案第13号、平成27年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。平成27年度美郷町の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ236万1千円と定める。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。6ページをお願いいたします。歳入でございます。款2、項1、目1、住宅費県補助金、本年度予算額33万円。これは住宅新築資金償還事務に係る経費の補助金でございます。款3、項1、目1、一般会計繰入金、本年度予算額11万円、事務費に対しての繰入金でございます。款4、項1、目1、納付金、本年度予算額192万1千円で、個人償還金の現年度分につきまして81万4千円を、滞納繰越分として110万7千円を計上しております。7ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、項1、目1、住宅新築資金貸付事業費、本年度予算額44万円でございます。説明欄で主なものでございますが、消耗品14万7千円は事務用品費、それからコピー代、公用車、タイヤ代等でございます。その他委託料は、システム保守委託料13万円でございます。款2、項1、目1、元金、167万3千円は元金分の償還金、目2、利子、償還金利子分の償還24万8千円でございます。以上議案第13号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

## ●赤穴建設課長

それでは上程いただきました議案第14号につきましてご説明いたします。議案第14号。平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計予算。平成27年度美郷町の簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8998万7千円と定める。2、歳入歳出の款項の区分及び当該区分の金額は、第1表歳入歳出予算による。地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定による起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成27年年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。それでは次のページへ歳入歳出予算につきましては、後ほど説明をいたします。4ページの方をお願いします。地方債第2表でございます。起債の目的、簡易水道事業債。限度額8420万円。起債の方法、普通貸借及び証券発行。利率は5.5%以内。償還の方法につきましては、政府資金については、融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。ということになっております。それでは7ページをお願いいたします。それでは2、歳入でございます。款1、項1、目1、水道使用料でございます。今年度予算9150万円でございます。昨年度から比べますと、108万円の減額となっております。これは人口減少に伴います給水人口の減少、使用水量の減少に伴う見込みということで、減額予算としております。目2、の水道加入金につきましては、5戸分を計上しております。続きまして、一番下の款3、項1、目1、簡易水道事業費補助金ですが、これにつきましては、継続で行っております酒谷・石原簡易水道統合事業に伴う補助金でございます。次ページをお願いします。款5、項1、目1、一般会計繰入金でございます。本年度は6170万円の繰入れを予定をしております。内訳といたしましては、運転費が1319万2千円。元金償還分が3429万2千円。利子償還として1419万2千円。建設費で2万4千円という内訳となっております。続きまして、款7、項1、目1、簡易水道債でございます。予算額8420万円でございます。これは酒谷・石原簡易水道統合事業に伴います起債でございます。次の9ページをお願いをいたします。3、歳出となります。款1、項1、目1、簡易水道事業費でございます。予算は5697万8千円でございます。説明欄に主なものを載せております。一般職員は退職手当負担金までで職員2名分の額を計上しております。消耗品77万円は、水源地の滅菌薬剤費、それから光熱として1449万6千円、これは水源地、浄水地、ポンプ場等の電気代の実績見込みで検討しております。修繕費は、776万6000円。これは施設の推移計、滅菌器、排水流量計と修繕の取り替え等に係る費用を計上しております。通信運搬費400万円は主に専用回線、維持管理上必要な専用回

線の使用料で挙げております。手数料872万2千円、これにつきましては、消防設備の法定点検、それから主に水質検査費、それに該当するものでございます。その他委託費302万6千円につきましては、水道の検針委託費としております。工事材料費126万円につきましては、量水器・止水器等の取替えでございます。次のページをお願いいたします。上の段の公課費50万円でございますが、本年度、新年度分の消費税を相当額分を計上しております。続きまして、目2、簡易水道建設事業費でございます。予算を1億3650万4千円ということにしております。これは先程も言いましたように、酒谷・石原簡易水道統合事業の建設に係るものでございます。本年度は約4021メーターを施工する予定でございます。その下、款2、項1、目1、元金でございます。6002万9千円。簡易水道事業債、地方債の償還金となっております。次ページの目2、利子、予算額2817万6千円、これは起債償還の利子に相当するものでございます。以下12ページ以降につきましては、職員給与等の明細書が添付してあります。以上で14号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。続きまして上程になりました議案第15号。平成27年度美郷町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。議案第15号、平成27年度美郷町下水道事業特別会計予算。平成27年度美郷町の下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5049万4千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。それでは次ページを、歳入歳出予算につきましては、それぞれ歳入歳出の個別の部門で説明をいたします。4ページの地方債、第2表についてお願いをいたします。起債の目的、下水道事業債。限度額は750万円。起債の方法は、普通貸借及び証券発行。利率は5.5%以内となっております。償還の方法につきましては、ここに書いてあるとおりでございます、よろしく申し上げます。それでは7ページをお開きください。7ページの2、歳入、款1、項1、目1、下水道使用料となっております。予算額1460万円でございます。内訳としましては、説明にありますように、現年分1450万円、滞納繰越分10万円を計上しております。項2、目1、下水道使用料、農業集落排水の下水道使用料でございます。予算額1800万円でございます。内訳の説明にありますように、現年分で1790、滞納繰越分として10万円を計上しております。その下の項3、目1、小規模集合排水の関係の下水道使用料でございます。下水道使用料200万5千円でございます。説明にありますように、現年分200万と滞納繰越分5千円を計上しております。次ページをお願いいたします。項4、目1、下水道使用料、

合併処理小型合併処理浄化槽の使用料になります。予算額は1261万5千円。説明にありますように、現年分と滞納繰越分とで計上しております。目2、の下水道加入金でございます、175万円。これは7戸分を想定して計上しております。続きまして、一番下の款2、項1、目1、下水道費の国庫補助金346万円でございます。今年度小型合併浄化槽を引き続き実施をしていきますので、その関係分の国庫補助金を計上しております。次ページをお願いいたします。款4、項1、目1、他会計繰入金として1億8853万1千円を計上しております。それぞれ説明欄にありますように、公共下水道集落排水、小規模集合排水、合併処理浄化槽という形でそれだけ運転費・公債分を含めた形で計上しております。続きまして、次ページをお願いいたします。10ページ、款6、項1、目1、下水道債でございます。これは、節4にありますように、特定地域生活排水処理施設事業債、小型合併浄化槽の設置事業でございます。その起債で750万を計上しております。では次ページをお願いいたします。11ページ。11ページから3、歳出となります。款1、項1、目1、特定環境保全公共下水道費、予算額2448万6千円を計上しております。これも人件費といたしましては、職員1名分は充てております。その他、汚泥処理従事作業員として嘱託賃金を104万1千円計上しております。その他光熱費、説明欄にありますように、光熱費565万2千円、処理場の処理場及び中継ポンプの電気代、水道代でございます。そう下、修繕費551万3千円、これも同じように処理場及び中継ポンプ場の修繕、それから処理場にありますが公用車の修繕費等でございます。その下の、通信運搬費88万8千円、これは警報装置のシステムでございます。携帯電話を利用した警報装置のシステム、この費用を計上しております。手数料43万9千円は汚泥処理に掛ります手数料となっております。施設委託料427万8千円につきましては、処理場の管理委託費、その他の委託108万5千円につきましては、水質分析の委託料となっております。次のページ、12ページをお願いいたします。項2、目1、農業集落排水施設事業費、予算額2273万9千円でございます。ここでも人件費、職員を計上しております。それから次の13ページの方をお願いいたします。13ページにあります説明欄にあります光熱水費でございます。776万4千円、これも公共下水道と同じように、処理場及び中継ポンプの電気代、水道代となっております。修繕費289万円も同じく、中継ポンプ、処理場関係と利用する公用車の修繕費を計上しております。施設委託費515万円は、6つの処理施設の管理委託費となっております。その下の項3、目1、小規模集合排水事業費、これにつきましては、予算額523万円を計上しております。14ページを開いてください。14ページありますように、主なものとしては施設管理委託料、9施設ございますが、295万4千円を挙げております。その下の項4、目1、特定地域生活排水施設事業、予算額2723万2千円を計上しております。これも光熱水費247万2千円、修繕費125万円、この修繕費は主に、小型合併浄化槽ですんで、各施設にあります小型のブローアerpンプ、今回50器分相当分を修繕費として計上しております。それから手数料406万4千円、これにつきましては法定検査、それから浄化槽の清掃の手数料でございます。施設管

理委託費、これは1922万6千円でございます。次の15ページをお願いいたします。目2、特定地域生活排水建設事業費となります。予算1127万3千円でございます。本年度も町設置型を引き続き事業を展開してまいると、それに掛る経費ということでございます。工事請負費1095万4千円というふうに計上しております。では次ページをお願いいたします。16ページ、款2、項1、目1、公債費、元金及び利子となります。予算額が元金が1億2018万2千円、利子分につきましては3685万1千円、この金額を予算として今年度挙げております。以下17ページ以降は参考資料で給与明細等を添付しております。以上で議案第15号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

●佐竹議長

説明の途中ですが、ここで2時50分まで休憩いたします。

(休憩 午後 2時 20分)

(再開 午後 2時 50分)

●佐竹議長

会議を再開いたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●渡邊住民課長

上程いただきました議案第16号について説明をいたします。議案第16号。平成27年度君谷診療所特別会計予算。平成27年度美郷町の君谷診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ519万5千円と定める。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。6ページをお願いいたします。2、歳入、款1、診療収入、項1、外来収入、目につきましては保険制度ごとに、5項目に分類して計上しております。目の計をご覧ください。本年度予算額253万1千円。1カ月当たり約21万円の診療収入を見込んでおります。項2、目1、その他診療報酬収入、17万7千円、インフルエンザ予防接種料等でございます。次のページをお願いいたします。款3、項1、目1、一般会計繰入金、92万9千円、支出総額から診療収入と補助金収入を除いた不足分を一般会計から繰入金として計上するものでございます。款4、項1、目1、保健衛生費補助金、本年度予算額154万8千円、補助対象経費から診療収入分を除いた額の3分の2を補助金として計上しております。8ページをお願いします。3、歳入、款1、項1、目1、一般管理費、381万7千円でございます。主なものといたしまして、賃金7は、沢谷診療所と事務を兼務しております嘱託職員賃金6カ月分109万8千円、13、委託料として249万4千円、これは診療、委託料、94日分を計上しております。次に款2、項1、目3、医薬品衛生材料費133万5千円、医薬材料費として月約11万円を計上しております。予防接種ワクチン、投薬用医薬品代等の購入費でございます。以上で議案第16号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。次に、議案第17号について説明をさせていただきます。議案第17号。

平成27年度美郷町国民健康保険特別会計予算。平成27年度美郷町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6880万2千円と定める。歳出予算の流用。第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、2号については省略させていただきます。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。8ページをお願いいたします。2. 歳入、款1、項1、目1、一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額8158万4千円、目2、退職被保険者等国民健康保険税、予算額1264万9千円を見込んでおります。次のページをお願いいたします。ページ下段でございますけども、款5、項1、目1、高額医療費共同事業負担金、407万9千円、歳出に計上しております拠出金に対する国庫の負担分の4分の1の額を計上しております。目2、療養給付費等負担金、予算額8972万3千円、これは一般療養給付費、介護納付金、後期高齢者支援金の見込み額に一定率を乗じて算定して計上したものでございます。10ページをお願いします。ページ中程でございます。款5、項2、目2、財政調整交付金、2488万3千円、これは市町村間の医療費や所得格差を全国レベルで調整するための交付金でございます。款6、項1、目1、療養給付費交付金、予算額2003万9千円、退職者医療制度の被保険者の医療費について、基準額から保険料を除いた額が交付されるもので、退職者医療費の見込により前年度対比2096万9千円の減を見込んでおります。款7、項1、目1、前期高齢者交付金、本年度予算額2億4994万7千円、前期高齢者医療制度に基づく交付金でございます。65歳から74歳までの医療費に対して交付され、保険者間で医療費を調整する制度でございます。各保険者が一定の基準により納付金を納め、これを原資に医療負担の多い保険者に交付されるものでございます。11ページをお願いします。款8、項1、目1、高額医療費共同事業負担金、予算額407万9千円、国庫負担金と同様に、拠出金の4分の1相当額を計上しております。項2、目1、財政調整交付金、予算額1909万5千円、内、普通調整交付金1658万9千円は、一般被保険者医療費、後期高齢者支援金、介護納付金についての県の負担分として町の拠出金の6%相当を計上するものでございます。また特別調整交付金250万6千円は特定健診などの保健事業、或いは医療費適正化事業に係る経費の県の負担分として、平成25年度実績相当額を見込んでおります。款10、項1、目1、1共同事業交付金予算額1億5856万円、前年度対比7213万2千円の増でございます。この増額の要因でございますけども、説明欄の中で高額医療費共同事業交付金につきましては、1件の医療費が80万を超えた場合を交付対象するもので、前年度と大きな増減はございませんが、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、交付金1億4224万4千円につきましては、前年度までは医療費を、1件30万円を超えたものが対象となっておりますが、今年度から1円以上も対象とすることに改められました。これに伴いまして増額を見込んでおります。これは歳出の拠出金のところにおきましても同様に増額をしております。12ページの中段でございます。款13、項1、目1、国保基金



繰入金、本年度予算額2318万4千円、本年度の予備費を含む歳出予算を確保するための収入不足額の補てん金として、基金取り崩しを計上するものでございます。平成26年度決算見込におきます基金残高の全額を取り崩すことしております。項2、目1、一般会計繰入金、7953万3千円、前年度対比3313万8千円の増でございます。内訳でございますけれども、国民健康保険に定められました法定繰入金としまして、保険税の軽減額相当としまして、保険基盤安定制度繰入金2130万4千円、職員給与費等繰入金2294万2千円、福祉医療費助成事業によります医療費の波及増相当額200万8千円、低所得の割合が高いなどの要因により、影響額を補てんする財政安定化支援事業繰入金、878万7千円、そして出産育児一時金繰入金、これは2名分を予定しておりまして55万5千円を計上しております。更に27年度につきましては、基金繰入後の歳入不足を補てんするため、法定外繰入金として2393万7千円を計上しております。14ページをお願いします。3. 歳出、款1、項1、目1、一般管理費、職員の人件費と13委託料におきまして国保連合会への電算化共同処理事業委託料、143万8千円が主なものでございます。次のページをお願いします。ページ下段のところ、款2、項1、目1、一般被保険者療養給付費、予算額4億18万9千円でございます。一般被保険者の医療費の保険者負担額といたしまして、1月当たり3335万円の医療費を計上しております。次のページをお願いします。2行目の目2、退職被保険者等療養給付費、予算額1772万3千円、医療費の減が見込めるため、前年対比で2000万円の減で計上しております。17ページでございます。項2、目1、一般被保険者高額療養費、5610万4千円、前年度対比274万9千円の増で計上しております。目2、退職被保険者等高額療養費、本年度予算額196万3千円、これは医療費の個人負担分が高額になった被保険者に対する助成制度で、前年度対比221万7千円の減としております。19ページをお願いいたします。款3、項1、目1、後期高齢者支援金、予算額6279万2千円で、後期高齢者医療制度への納付金として、後期高齢者の医療費総額約4割を支援金として拠出するため計上しております。20ページをお願いいたします。款6、項1、目1、介護納付金、本年度予算額2694万4千円介護保険制度への納付金として計上するものでございます。款7、項1、目1、共同事業医療費拠出金、1億5856万1千円、前年度対比7209万2千円の増でございます。説明欄の方をご覧いただきたいと思っております。共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金とも歳入で説明をいたしたところでございますが、増額の要因は保険財政共同安定化事業拠出金について、対象医療が30万円から1円以上に下がる事によって増となったものでございます。21ページをお願いいたします。款8、保健事業費につきましては、健診費用や各種ガン検診等の委託料とその事務費でございまして、被保険者の疾病予防、重症化予防、健康づくり啓発に係る予算を計上しております。項1、目1、特定健康診査等事業費に206万9千円を、下の段項2、目1、保健衛生普及費に429万7千円を計上しております。節13、委託料、200万7千円は1日外来人間ドックにつきまして、26年度の受診率等を考慮し、受診者自己負担額を1万円として浜田

医療センター、三次地区医療センター、それから邑智病院、各20名、計60名の受診費用を計上しております。24ページ以降には給与明細表を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上で議案第17号の説明を終わります。次に議案第18号について説明させていただきます。議案第18号。平成27年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算。平成27年度美郷町の国民健康保険診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7733万2千円と定める。歳出予算の流用。第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。この会計につきましては、大和診療所、比之宮診療所、沢谷診療所の3つの診療所の経費を計上するものでございます。6ページをお願いいたします。2. 歳入、款1、項1、外来収入、計の欄をご覧ください。本年度予算額4777万8千円、対前年度比359万8千円の減を見込んでおります。項2、目1、諸検査収入、予算額63万円、学校医施設費などの受託収入、また各種健診料収入でございます。次に款2、項1、目1、一般会計繰入金、予算額2815万9千円、3つの診療所の予算総額から診療収入等、収入総額を差し引いた不足分を一般会計からの繰入金として計上しております。次のページをご覧ください。下段になりますけれども、款6、項1、目1、総務費国庫補助金、予算額31万5千円でございますが、これは心電図長時間レコーダー、これは心電図の体に付けて、24時間計測する機器でございます。その更新を予定しておりまして、2分の1が国庫補助の対象となります。8ページをお願いします。3. 歳出、款1、項1、目1、一般管理費、7125万6千円としております。内訳の主なものでございますが、節2から節4につきましては、医師1名、看護師3名の人件費でございます。節7、賃金、499万8千円は沢谷診療所の医療事務職員賃金の6カ月分と大和診療所の医療事務形態を、委託契約から嘱託契約に切り替えたことによる賃金でございます。節13、委託料、913万9千円は沢谷診療所の診療委託、大和診療所の血液検査及び医療機器の保守委託料でございます。節14、使用料及び賃借料、662万5千円は内視鏡、電子カルテシステムなどのリース契約をしております経費が主なものでございます。節18、備品購入費、63万円は心電図長時間レコーダー、を計上しております。9ページをお願いします。款2、項1、目1、医療用消耗器具費、202万6千円は注射器、包帯等の消耗品、目2、医薬品衛生材料費、予算額344万円は点滴或いはワクチンなどの医薬品を計上しております。11ページ以降に給与費明細書を付けておりますのでご覧いただきたいと思います。以上で議案第18号の説明を終わります。続きまして議案第19号について説明をいたします。議案第19号。平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算。平成27年度美郷町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8488万8千円と定める。歳出予算の流用。第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め

る。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。6ページをお願いします。2. 歳入、款1、項1、後期高齢者医療保険料、本年度予算額合計欄4161万4千円、約80%が年金からの引き落としで特別徴収保険料に、残りを納付書、口座振替によります普通徴収保険料に計上しております。款3、項1、目1、一般会計繰入金、本年度予算額1億4278万6千円でございます。説明欄をご覧ください。事務費繰入金としまして130万6千円、保険料軽減分相当額の保険基盤安定制度繰入金3149万9千円。歳出の療養給付費負担金に該当する金額を繰り入れます療養給付費負担金繰入金1億379万5千円、職員給与費等繰入金618万6千円は職員1名分の人件費を繰り入れるものでございます。9ページをお願いします。3. 歳出、款1、項1、目1、一般管理費、677万8千円、職員1名分の人件費が主なものでございます。次のページをお願いします。款2、項1、目1、保険料等負担金、本年度予算額7311万4千円、保険料徴収額を保険料負担金として計上しております。目2、療養給付費負担金、1億379万6千円、医療費の美郷町負担相当額を計上したものでございます。12ページ以降に給与費明細書を付けておりますのでご覧いただきたいと思っております。以上で議案第19号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

●佐竹議長

続いて一般事件案、議案第20号から議案第23号、並びに議案第29号から議案第31号までについて順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

上程になりました議案20号についてご説明を申し上げます。議案第25号。美郷町新町建設計画の一部変更について。美郷町新町建設計画の一部を別紙のとおり変更したいので、市町村の合併に関する法律附則第2条第2項の規定によりなお効力を有する同法第5条第7項の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山良材。次ページをお願いいたします。提案理由についてご説明を申し上げます。新旧対照表の3ページのところからでございます。平成16年の町村合併にあたり、合併した後の美郷町の建設の基本方針、まちづくり施政を示す新町建設計画を策定いたしました。この計画に基づき実施する事業については、合併特例法により合併した後の10年間について地方債である合併特例債の起債が可能であり、この計画の期間を平成26年度までで策定をいたしておりました。その後東日本大震災に伴う合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律の改正により、起債可能期限が15年間まで延長可能となったことから、この計画の期間を延長するため、所要の変更を行うものでございます。なお、本提案に際しましては県の所管部と知事との協議を行い、同意を得たため、提案するものでございます。変更の概要及び要点についてご説明をいたします。まず1点目でございます。新旧対照表の3ページの中程のところでございます。計画で定めておりました期間を合併した後10年

間の平成26年度までから15年間の平成31年度までとするものでございます。それは4ページのところになろうかと思いますが。それから2点目でございますが、ページでいきますと、5ページから6ページについてでございますが、これに係る変更を議案の見出しで言いますと、3章の部分でございますが、人口と就業人口の見通しについて策定当時の推計からこれまでの実績と変更、現時点での推計に変更をするものでございます。人口につきましては平成42年の推計まで、それから就業人口につきましては、平成22年度までの実績を記載をいたしております。それから、3点目といたしましては、財政計画の見直しでございまして、これはページ、ページのところでございます。財政の見通しについて、策定当時の推計から、これまでの実績と変更する現時点の推計に変更するものでございまして、この見通しは1月の臨時議会の全員協議会で説明を申し上げました平成26年12月現在の中期財政計画に基づいたものでございます。なお、計画中人件費の削減効果、或いは4役、議員さん方の削減効果、職員数の減少等による削減効果において、これまでの実績と今後5カ年間の見込みを合併前の2町村、邑智町・大和村との対比で示しておるところでございます。以下シュミレーションをしておりますが、これはその時の中期財政計画のものをグラフ化をいたしたものでございます。この所要の変更により、計画を延長することで、平成27年度から平成31年度までの新町建設計画に基づく、事業を行う場合に合併特例債の起債残額の約6億円が起債可能となるものでございます。起債可能額、当初42億7000万円でございます。平成26年度末、これは見込みでございますが、36億7000万円の部分でございまして、起債残額が6億という部分でございます。以上が議案20号の説明でございます。よろしくお願いをいたします。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

上程になりました議案第21号についてご説明を申し上げます。議案第21号、美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について。美郷町過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき議会の議決を求める。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。次のページをお願いいたします。提案理由でございます。内容につきましては、美郷町過疎地域自立促進計画は平成22年から平成27年度までの6年間の計画でございます。この計画につきましては、当議会の議決を経て定められたものでございます。この計画の変更は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、県へ協議の後、美郷町議会の議決が必要であります。この度の計画変更につきましては、県への協議を終えておりますので議会の議決をお願いするものでございます。それでは変更箇所についてご説明を申し上げます。まず、最初に区分1、の産業の振興でございます。変更後の事業名は（4）地場産業の振興生産施設でございます。事業内容は、農山漁村地域活性プロジェクト交付金事業の追加でございます。なお、備考欄には美郷町過疎地域自立促進計画に追加するページを掲載をしております。

ます。次に事業名（８）観光又はレクリエーションでございます。事業内容は潮温泉大和荘本館建替え事業。それからゴールデンユートピアおおち、貸切風呂棟建設事業の追加でございます。続きまして、区分２、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進でございます。事業名（１）市町村道橋梁、事業内容でございますが、これは橋梁長寿命化事業。それから（２）農道は大邑広域農道保全事業負担金事業、事業主体はこれは島根県でございます。続きまして（３）林道でございます。これは林道信喜線改良事業路肩部分でございます。それと林道作木大和線改良カーブ改良、これの追加でございます。続いて区分４、でございます。高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございます。事業名でございます。（７）過疎地域自立促進特別事業で事業内容は放課後児童健全育成事業児童クラブでございます。これの追加でございます。次のページをお願いいたします。区分６、教育の振興でございます。追加する事業名でございます。過疎地域自立促進特別事業、いわゆる過疎ソフト事業でございます。事業内容は、美郷大学運営事業の追加でございます。続いて区分７、地域文化の振興等でございます。事業名は（２）、過疎地域自立促進特別事業で事業内容は、町民文化祭推進事業。これの追加でございます。続きまして８番、集落の整備でございます。事業名の追加でございます。（２）、過疎地域自立促進特別事業で事業内容は、定住推進サポート事業。それから定住新築住宅棟補助金交付事業。これの追加でございます。次のページをお願いいたします。次に過疎地域自立促進市町村計画の変更に伴います、過疎地域自立促進特別事業についてご説明を申し上げます。この過疎地域自立促進特別事業につきましては、過疎債を充当しソフト事業として実施をするための変更でございます。いわゆる過疎ソフト事業として実施をするための事業の追加でございます。区分４、の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進で、新たに追加いたしますのは変更後の事業名欄でございます。放課後児童健全育成事業、事業内容は保護者の労働等により、放課後児童の養育が困難な家庭の、原則として小学１年から６年生の児童を預かり、専任の指導員による児童の生活指導、それから家庭学習、仲間づくり等を行うためのものがございます。次に区分６、教育の振興でございます。新たに追加いたします事業名は美郷大学運営事業でございます。事業内容は、退職者、それから UI ターン者等を対象に、年２０回程度の様々な学習・体験講座を開設をするものがございます。次のページをお願いします。続いて区分７、でございます。地域文化の振興等でございます。新たに追加いたします事業名は、町民文化祭推進事業でございます。事業内容につきましては、町内の文化活動団体や公民館・隣保館講座等受講生の活動の成果を発表し交流する機会として、文化祭を実施をするものがございます。次に区分８、集落の整備でございます。新たに追加いたします事業は、定住推進サポート事業でございます。事業内容といたしましては、美郷町への UI ターン希望者に対しまして、専属の田舎暮らしコーディネーターによる定住相談、それからホームページ等を活用した空き家バンク情報の提供、それから移住体験住宅を使った田舎暮らし体験などの定住支援を行うためのものがございます。次に住宅新築住宅等補助事業でございます。事業内容といたしましては、町内在住の４０歳以下の若者が住宅

を新築または増築をした場合に新たに賦課対象となりました固定資産税部分に対して補助金を交付するものでございます。以上が議案第21号でございます。よろしくお願いいたします。続きまして議案第22号についてご説明申し上げます。議案第22号。辺地に係る総合整備計画の策定について。宮内辺地に係る公共施設を総合的に整備するため、別紙のとおり総合計画を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求める。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。次のページをお願いいたします。先程も言いました宮内辺地の総合整備計画の変更でございます。内容につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定によりまして、県と協議の後議会の議決が必要となるものでございます。総合整備計画でございます。3番目の公共施設の整備計画でございますが、施設名は、町道都賀行宮内線。事業主体は美郷町。事業費は2億5000万円で全額辺地債の充当を予定しているところでございます。事業期間につきましては、平成27年度から平成31年度までの5年間を予定をしているところでございます。以上で議案第22号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

上程になりました議案第23号についてご説明いたします。議案第23号。財産の取得の変更について。次のとおり共同利用農機具購入を変更したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。記。

1. 取得する財産、別府地域集落営農組合動力噴霧器1台。2. 取得の金額、金992万880円を金1089万5040円に変更する。3. 取得の相手方、変更なし。4. 変更の理由、一斉防除による労働力の確保、軽減を図るために導入することとした。この上程の理由でございます。この財産の取得につきましては、昨年12月17日の定例会において議決いただきました。別府地域集落営農組合共同利用農機具一式購入922万円でございます。それに防除機を1台加え1089万5040円に変更するための上程でございます。導入する防除機は、ラジコン動力噴霧器1台。それに付随するノズル1台。ジェットポンプ1台。500リットルのタンク1つでございます。以上で議案第23号について説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

上程になりました議案第29号につきましてご説明を申し上げます。議案第29号。邑智郡総合事務組合理約の一部変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり邑智郡総合事務組合理約の一部を変更することについて、議会の議決を求め

る平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。それでは、提案理由について申し上げます。邑智郡総合事務組合におきましては、邑智郡3町の事務について共同処理をしておりますが、その共同処理する施設の変更譲渡、事務に関する経費の3町の負担割合の変更、削除、追加などの規約に定める事項について変更する必要があるため、邑智郡3町において議会の議決をいただくため、本議案を提出するものでございます。この概要をご説明を申し上げますと、1点目は、本件の改正であり会計管理者の選任方法に係る規定の整理をするものでございます。新旧対照表にページ番号が付いておりませんが、一番最初の1枚目の部分でございます。左肩上のところに、第1条から第7条という部分でございますが、そのところに第8条第3項と第4項の改正であります。新旧対照表におきましては、下線のアンダーラインの引いてあるところでございます。事務組合の出納事務につきましては、設立から現在まで川本町会計室に事務委託しており、事務組合の会計管理者も川本町の会計管理者が併任されています。この現状を踏まえ、他の一部事務組合、これは邑智郡公立病院組合規約、それから江津邑智消防組合規約の会計管理者の選任規定に準じて、または川本町の会計管理者をもって充てることを明記し、規定を整理するものでございます。それから2点目でございますが、これは別表で定める事務に係る経費の3町の負担割合について、改正箇所が多くあるため、全部を改正するものでありまして、この別表の改正の要点としましては、大きく3つございます。これは新旧対照表の次のページ、2ページ目のところでございます。1つ目は、別表3にある第3条第1項第3号の事務についてでございますが、これはし尿処理にかかわる事務の経費の負担割合でございます。それから処理施設について、(2)番と(3)番の設備費に係る起債償還額は終わるため、負担割合から削るものでございます。次に2つ目は、別紙の4、にあります第3条第1項4号の事務、ごみ処理に係る事務の経費の負担割合で、更にこれを3つに分けておりまして、まず1点目のところでございますが、これは3枚目、4枚目になろうかと思うんですが、左肩のところに邑南町(5)という分のところでございますが、まず一番最初には、笹畑クリーンセンターの名称を邑智クリーンセンターとして規定を整理するものでございます。それから2点目は、(2)の邑北ごみ処理場跡地と(3)の邑南町処理場跡地を美郷町、それから邑南町へ譲渡するため負担金割合から削るものでございます。それから3点目は、現在の笹畑クリーンセンターの建設費と設備費、埋め立て処分場の建設費の起債償還が終わるため(4)、(5)、(6)でございますが、負担割合を削るものでございます。それから大きな3つ目でございますが、別表5の4枚目でございますが、別表のこの第3条第1項第5号の事務で、介護保険に係るものでございます。郡の事務組合で定める平成27年度からの第6期介護保険事業計画で、新たに低所得者保険料軽減事業を行うため、その経費の関係町の負担を規定するものでございます。また、これらの別表の負担割合に関しましては、用語・計算の定義、整理等について、各項目で注意書きを規定をいたしておるところでございます。附則といたしまして、この条例の施行日は平成27年4月1日からとするものでございます。以上が議案29号でございます。よろしくお願いをいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づいて、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置くことになっています。美郷町では6名の方が、法務大臣からの委嘱を受け、その任にあたっていただいているところです。人権擁護委員候補者につきましては、町長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。この度2名の方が、平成27年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き継続をして推薦いたしたく議会の意見を求めます。詳細につきましては、総務課長をもって説明をいたさせます。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

上程いただきました議案第30号についてご説明を申し上げます。議案第35号。人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。記。住所、邑智郡美郷町小松地365番地。氏名、西原洋江。生年月日、昭和18年12月25日。提案理由、人権擁護委員の西原洋江が平成27年6月30日で任期満了のため。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。ただいま町長からご説明がありましたとおり、平成27年6月30日をもって任期満了を迎える人権擁護委員について議会の意見を求めるものでございます。推薦する委員は、美郷町小松地365番地、西原洋江さんで、再任でございます。西原さんは、昭和39年4月から平成13年3月までの間、島根県内の高等学校、中学校、小学校の教諭を勤められました。平成15年4月から現在まで連続4期にわたり人権擁護委員の委嘱を受けておられます。以上でございます。よろしく願いをいたします。続きまして、上程になりました議案第31号についてご説明を申し上げます。人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。記。住所、邑智郡美郷町浜原319番地9。氏名、日原ひろみ。生年月日、昭和23年1月2日。提案理由、人権擁護委員の日原ひろみが平成27年6月30日で任期満了のため。平成27年3月3日提出。美郷町長 景山 良材。先程、町長からもご説明がありましたとおり、平成27年6月30日をもって任期満了を迎える人権擁護委員について議会の意見を求めるものでございます。推薦する委員は、美郷町浜原319番地9、日原ひろみさんで、再任でございます。日原さんは昭和44年から平成8年3月までの間、旧邑智町立保育所の保育士として勤務され、その後旧邑智町及び美郷町の教育委員会において社会教育の嘱託職員として、平成20年3月まで勤務をいただきました。平成21年4月から現在まで2期人権擁護委員の委嘱を受けておられます。以上が議案第



30号及び議案31号の説明でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

●佐竹議長

以上で全議案の説明が終わりました。質疑は明日4日に日程を取りますので、よろしくお願いをいたします。なお、一般事件案7件につきましては明日4日、討論並びに表決を行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は、明日、4日、水曜日、定刻より開きます。

本日は、これもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散 会 午 後 3 時 3 5 分)